

平成 26 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

長崎大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	7
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 学習成果	33
基準7 施設・設備及び学生支援	35
基準8 教育の内部質保証システム	43
基準9 財務基盤及び管理運営	47
基準10 教育情報等の公表	54
<参 考>	57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	60

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

○飯田嘉宏	横浜国立大学名誉教授
川嶋太津夫	大阪大学教授
○清原正義	兵庫県立大学理事長・学長
小泉潤二	国際高等研究所副所長・大阪大学特任教授
◎小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○崎元達郎	放送大学熊本学習センター所長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
高橋哲也	大阪府立大学学長補佐
武田晴人	東京大学教授
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
寺崎浩子	名古屋大学教授
中井滋	宮城教育大学理事・副学長
本家孝一	高知大学副理事

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎泉澤俊一	公認会計士、税理士
○梶谷誠	電気通信大学学長顧問
竹内啓博	公認会計士、税理士
山本進一	岡山大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

長崎大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員の人事評価において、教員等基礎データベースへの業績等の入力及び公表を要件とするなど評価の客観性を確保し、昇給及び勤勉手当に反映させている。
- 大学教育イノベーションセンターのアドミッション部門では、入学者選抜の検証と変更の検討を行うための各種分析データを各学部提供し、選抜方法の改善に活用している。個別学力検査、面接及び小論文等の入学者選抜に関するFDを毎年度行うことで入学者選抜の妥当性と信頼性を高めている。
- 平成22年度から実施されている「日中韓の大学間連携による水環境技術者育成」によって、アジア地域に貢献できる実践能力に優れた高度専門技術者を育成するための特別コースを設置している。
- 平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業」に採択されている。
- 平成24年度に「留学生との共修・協働による長崎発グローバル人材基盤形成事業」他1件が、文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に、「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム」が、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に、「九州がんプロ養成基盤推進プラン」が、文部科学省「がんプロフェSSIONAL養成基盤推進プラン」に採択されている。
- 平成25年度に「つなぐ医療を育む先導的教育研究拠点の構築～人と人、場と場、ケアとリサーチをつなぐ総合診療医の養成～」他1件が、文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」に採択されている。
- アクティブ・ラーニングに関するFDを継続的に開催し、教育の質の向上を図っており、平成26年度にアクティブ・ラーニングの開発・進化・普及及び学習成果の可視化の実現を図る取組が、文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に採択されている。
- 学生が実現したい「夢」を毎年募集し、夢の実現に向けた支援を行っていたが、平成26年度からは、新たに「夢への架橋」チャレンジプロジェクトとしてニーズの掘り起こしを図っている。
- 入学時の健康診断において、新入生全員を対象に保健・医療推進センター所属のカウンセラーによるメンタルヘルス健診を実施している。
- 大学独自の資金による奨学金制度が充実している。
- 「学生による教育改善のための協議会」を設け、教育に対して学生たちが議論する場を作り、同協議会の意見を基に、全学FD「学生とともに進める教育改善」で教員との意見交換を行っている。
- 学部・研究科等を訪問しての監査及び全理事との個別面談の実施等、精力的な監事監査を実施しており、その結果に基づく監事の意見は、当該大学の運営全般の改善等に大きく寄与している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 高度の英語力と専門性を兼備し国際的に活躍できる人文社会系グローバル人材を、特色的かつ斬新な教育を通して先駆的に育成することを教育目標として平成26年4月に設置された多文化社会学部は、リベラルアーツ教育の変革と大学改革の先導的モデルとなることが期待される。
- 正解が唯一ではない問いに批判的・論理的にアプローチすることを求める「批判的・論理的思考力テスト（総合問題）」の取組は、入学者選抜方法改革の新しい試みとして今後の検証が期待される。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

出島を介した「勉学の地」としての誇りと「進取の精神」といった長崎に根付く地域的特性及び科学における非人道的な負の遺産である原子爆弾による被災の経験を経験として、大学の理念、基本目標及び養成すべき人材像を基本規則にうたい、それらを踏まえて学則において大学の目的を「実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探究能力及び創造性に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。」と定めている。その理念、基本目標を具体化した7項目の最重点事項が中期目標に示されている。また、各学部規程に各学部、各学科の目的を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

基本規則に規定する理念と基本目標に基づき、大学院の目的を大学院学則に「実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創成しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。」と定め、修士課程又は博士前期課程並びに博士課程又は博士後期課程ごとの目的を定めている。また、各研究科、各専攻の目的を各研究科規程に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
--

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程の教育研究組織は、その目的に基づき、以下の 9 学部 11 学科・課程から構成されている。

- ・ 多文化社会学部（1 学科：多文化社会学科）
- ・ 教育学部（1 課程：学校教育教員養成課程）
- ・ 経済学部（1 学科：総合経済学科）
- ・ 医学部（2 学科：医学科、保健学科）
- ・ 歯学部（1 学科：歯学科）
- ・ 薬学部（2 学科：薬学科、薬科学科）
- ・ 工学部（1 学科：工学科）
- ・ 環境科学部（1 学科：環境科学科）
- ・ 水産学部（1 学科：水産学科）

工学部においては、社会のニーズに柔軟に対応するため、平成 23 年 4 月に他の国立大学に先駆けて、7つの学科を 6 コース（機械、電気電子、情報、構造、社会環境デザイン、化学・物質）からなる 1つの学科（工学科）に統合し、実験・実習科目数の増加と、学部共通基礎教育科目の充実を図っている。

多文化社会学部は、高度の英語力と専門性を兼備し国際的に活躍できる人文社会系グローバル人材を特色的かつ斬新な教育を通して先駆的に育成することを教育目標として、さらに、リベラルアーツ教育の変革と大学改革の先導的モデルとなることを意図して平成 26 年 4 月に新たに設置されている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育の実施・運営に関する具体的な事項についての審議及び決定は教務委員会が行っている。教務委員会の委員長は教学担当理事が務め、構成員を各学部の教務担当の副学部長としている。教務委員会の下に教養教育に係る専門的な事項を調査・検討する教養教育実施専門部会を置いている。また、教養教育実施専門部会の下に、授業科目に関する専門分野の教員が参画して具体的な授業内容の検討を行う科目別小委員会を置いている。

教養教育を支援する学内共同教育研究施設等として大学教育イノベーションセンター、言語教育研究センター、ICT 基盤センター、保健・医療推進センター、国際教育リエゾン機構を設置している。言語教育研究センターは、英語小委員会の下で実施される英語教育について、組織的に授業改善や成績評価等の

課題に対応するため、英語を母語とする外国人教員を含め英語担当教員を増員し、平成24年4月に設置したセンターである。また、平成25年10月に大学教育機能開発センターとアドミッションセンターを統合し、大学教育イノベーションセンターを設置している。当該センターの学士課程教育部門において、高等教育施策等の動向を踏まえながら、教養教育の円滑な実施に係る企画運営及び教育方法等の改善に資する企画等の原案を立案し、教養教育実施専門部会及び評価・FD教育改善専門部会へ提案している。

教養教育については、文教キャンパス及び片淵キャンパス（夜間主コース）において実施しており、すべての教員の参画により授業科目を開設している。平成25年度は、430人の専任教員が担当している。なお、モジュール科目小委員会の下で実施しているモジュール科目については、テーマごとにテーマ責任者を置き、テーマ責任者の下、教員団の連携による授業科目群を構成している。平成25年度は、学内共同教育研究施設等を含む各学部・研究科等から教員310人が参画している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程の教育研究組織は、その目的に基づき、以下の6研究科から構成されている。

- ・ 教育学研究科（専門職学位課程1専攻：教職実践専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程1専攻：経済経営政策専攻、博士後期課程1専攻：経営意思決定専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程1専攻：総合工学専攻、博士後期課程1専攻：生産システム工学専攻、博士課程1専攻：グリーンシステム創成科学専攻）
- ・ 水産・環境科学総合研究科（博士前期課程3専攻：水産学専攻、環境共生政策学専攻、環境保全設計学専攻、博士後期課程1専攻：環境海洋資源学専攻、博士課程1専攻：海洋フィールド生命科学専攻）
- ・ 医歯薬学総合研究科（修士課程2専攻：熱帯医学専攻、保健学専攻、博士前期課程1専攻：生命薬科学専攻、博士後期課程1専攻：生命薬科学専攻、博士課程3専攻：医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻）
- ・ 国際健康開発研究科（修士課程1専攻：国際健康開発専攻）

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

2研究所、1病院、4附属学校、6センター、1附属図書館、1保健・医療推進センターのほか、学部等に7附属施設等を設置し、それぞれの設置目的を施設等の規程に定め、教育・研究の推進、国際又は地域貢献、学生・教職員の保健管理等を遂行している。

平成25年10月には、従来の大学教育機能開発センターとアドミッションセンターを統合し、教学担当理事をセンター長とし、副センター長2人、センター教員7人、兼務教員24人、その他職員10人で組織

する大学教育イノベーションセンターを設置することで、その機能を強化している。さらに、留学生センターを廃止し、国際戦略の推進、グローバル人材育成支援、留学生教育等を目的とした学長直轄の総合マネジメント組織である国際教育リエゾン機構を設置することにより、国際教育交流を推進している。同機構の設置後、海外の教育研究機関との学術交流協定を26件及び覚書を20件締結し、学生の海外派遣においては、新たに多文化社会学部の教育課程に基づく短期留学でアメリカ及びカナダに57人を派遣し、オーストラリアに35人の派遣を決定している。また、経済学部においてもタイ等へ21人の派遣を決定している。

水産学部附属練習船長崎丸は、東シナ海、日本海及び有明海における洋上教育のための教育関係共同利用拠点として文部科学省に認定されている。

当該大学及び学部・研究科等の目的を達成するため、センター等と学部・研究科が連携・協力を行っている。例えば、医歯薬学総合研究科の教育・研究には、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所、病院、先端生命科学支援センター、保健・医療推進センター等の教員が専任又は兼任教員等として教育研究に深く関わり、その目的達成のため連携・協力している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-1① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究に関する重要事項を審議するため、学長、理事、学部・研究科長等を構成員として、教育研究評議会を設置し、原則毎月1回開催している。

学士課程教育及び大学院課程教育に係る全学共通の教務事項や教育方法等の改善を審議する組織として、学長が指名する理事又は副学長を委員長とし、学部・研究科の教務担当副学部長又は副研究科長等を委員とする教務委員会を設置し、その下に専門的な事項の調査・検討を行うための組織として、教養教育実施専門部会、評価・FD教育改善専門部会、大学院専門部会及び教員養成カリキュラム専門部会を設置することで、大学執行部、学部・研究科、事務局、大学教育イノベーションセンター等が協力して教育課程・教育方法の検討を行う体制を整えている。平成25年度は、教務委員会を14回（うち3回は書面会議）開催し、教育課程や教育方法に関する事項を審議している。

学部・研究科においては、教育課程の編成等、教育に関する重要事項を審議する組織として、教授会規則により教授会を設置している。教授会は、当該学部・研究科の教育研究を担当する教授をもって組織されるが、当該学部・研究科の教授会規程に定めるところにより、准教授、専任の講師及び助教を加えることができることとし、学部・研究科の特性に応じた構成ができるように配慮している。教育学部、教育学研究科、医学部、工学部、工学研究科、水産学部、医歯薬学総合研究科では、当該学部・研究科の教授会規程に基づき代議員会を設置し、審議の迅速化を図っている。教授会は月1、2回の頻度で開催され、教育研究に関わる重要事項が審議されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

長崎大学

- 高度の英語力と専門性を兼備し国際的に活躍できる人文社会系グローバル人材を、特色的かつ斬新な教育を通して先駆的に育成することを教育目標として平成 26 年4月に設置された多文化社会学部は、リベラルアーツ教育の変革と大学改革の先導的モデルとなることが期待される。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

各教員は自らの専門分野に関連する教育研究組織に所属している。学部にも所属する多文化社会学部、教育学部、経済学部の教員は学部での教育研究を本務として、教育学部及び経済学部の教員の大半が研究科の教育を兼務している。また、研究科に所属する教育学研究科（専門職学位課程）、工学研究科、水産・環境科学総合研究科、医歯薬学総合研究科、国際健康開発研究科の教員は研究科での教育研究を本務として、大多数の教員が学部の教育を兼務し、組織的に連携して学部・研究科の教育研究を担っている。さらに、附置研究所、学内共同教育研究施設等の教員は、本務の研究に従事する一方、協力講座の授業を担当するなど、学部及び研究科の教育研究に協力する体制となっている。

学部・研究科における責任体制を明確にするために、学部長又は研究科長及びこれを補佐する副学部長又は副研究科長を置いている。医学部、薬学部においては学科長を、その他の学部・研究科においても専攻長、コース長等を置き、その運営を総括させるなど、学部長又は研究科長のリーダーシップの下、機動性のある組織運営を可能としている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 多文化社会学部：専任29人（うち教授10人）、非常勤36人
- ・ 教育学部：専任67人（うち教授32人）、非常勤67人
- ・ 経済学部：専任54人（うち教授28人）、非常勤33人
- ・ 医学部：専任211人（うち教授60人）、非常勤178人
- ・ 歯学部：専任90人（うち教授21人）、非常勤63人
- ・ 薬学部：専任43人（うち教授16人、実務家教員4人）、非常勤4人
- ・ 工学部：専任110人（うち教授40人）、非常勤50人

- ・ 環境科学部：専任 44 人（うち教授 24 人）、非常勤 19 人
- ・ 水産学部：専任 55 人（うち教授 27 人）、非常勤 14 人

各学部、学科・課程の専門科目のうち主要授業科目については、89.4%を専任の教授又は准教授が担当し、教育上の責任体制を確保している。また、教養教育については、モジュール方式を平成 24 年度から導入し、モジュールのテーマごとに専任教員をテーマ責任者に充てている。外国語教育については、国際社会でリーダーシップを発揮できる人材の育成を目的に、平成 24 年 4 月に新設した学内共同教育研究施設である言語教育研究センターに外国人教員 7 人を含む英語専任教員 13 人及び初習外国語専任教員 3 人を配置し、全学の外国語教育を担当させている。

これらのことから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 43 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 国際健康開発研究科：研究指導教員 15 人（うち教授 9 人）、研究指導補助教員 1 人

〔博士前期課程〕

- ・ 経済学研究科：研究指導教員 48 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 114 人（うち教授 44 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 水産・環境科学総合研究科：研究指導教員 96 人（うち教授 53 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 29 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士後期課程〕

- ・ 経済学研究科：研究指導教員 10 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 61 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 6 人
- ・ 水産・環境科学総合研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 11 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 水産・環境科学総合研究科：研究指導教員 18 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 131 人（うち教授 101 人）、研究指導補助教員 84 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：15 人（うち教授 9 人、実務家教員 6 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

原則として公募により教員を採用している。平成 25 年度に採用した講師以上の教員 41 人のうち、公募による採用者数は 27 人であった。また、任期制を導入しており、平成 26 年 5 月 1 日現在における任期付

教員は314人となっている。平成25年度からは、組織の活性化及び人件費の適正な管理を目的として、教員については従来のポスト管理方式から、各職位に職位ポイント（教授100、准教授81、講師76、助教・助手64）を設定し、教育職員の所属部局へ配分するポイントの総数の範囲内で現員のポイントを管理する人件費管理方式へ移行している。各学部又は研究科等は、配分ポイントの範囲内で、職位及び員数にとられない教育職員の配置を可能としている。また、学長の裁量で運用するポイントを別途設け、戦略的な大学運営に活用している。

教員の年齢構成は、35歳以下が123人（10.6%）、36歳から45歳が451人（38.9%）、46歳から55歳が347人（29.9%）、56歳から65歳が233人（20.1%）、66歳以上が4人（0.3%）となっている。

女性教員については、男女共同参画推進センターを設置し、男女共同参画推進戦略により、女性教員を支援、育成する環境づくりを行っている。また、女性教員の採用を行った学部・研究科等へインセンティブとして研究費等に充当できる男女共同参画推進経費を配分することにより女性教員採用を支援している。平成25年度にポイント制を活用した「女性枠設定による教員採用・養成システム」を整備し、国際公募で平成26年度中に8人の女性教員を採用している。これらの結果、平成26年5月1日現在の女性教員数は218人（18.8%）、平成25年度における新規採用に占める女性教員採用率は21.4%、平成26年度（11月1日現在）においては45.6%となっている。

若手教員の活性化を目的として、全学テニュアトラック制度により、平成19年度以降15人の助教を採用している。これまで11人に准教授としてテニュアを付与し、現在3人のテニュアトラック助教が在職している。また、部局テニュアトラック制度により、これまで33人の助教を採用し、現在29人のテニュアトラック助教が在職している。

給与を保障した上での研究休職制度を設け、過去5年間に13人の教員がこの制度を利用し、海外で研究活動を行っている。

外国人教員については、平成26年5月1日現在46人（4.0%）の外国人教員が在職している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任のための選考に関し必要な基準については、教員選考規則に定められている。各学部・研究科等においても、教員選考規程、内規等により、教育及び研究上の指導能力を評価するための資格基準を定めている。

学部・研究科等に教員選考委員会等を設置し、学位、教育歴、研究業績、教育研究に関する抱負等を定めた評価項目等に基づき資格審査を行い、教授会において教員候補者を選考し、学部・研究科等の選考結果に基づき学長が教員採用及び昇格を決定している。また、大学院を担当する教員については、研究指導教員と研究指導補助教員に分けて資格基準を設けており、大学院の教育研究上の指導能力に関する資格審査に基づき、採用及び昇格を行っている。

教育上の指導能力の評価、教育研究上の指導能力の評価については、例えば、教育学部教員選考内規では、一般教員と実務家教員に分けて評価基準を設けており、前者に対しては、学位、教育歴、研究業績の基準を定め、後者に対しては、教育実務経験歴に関する基準を定めている。また、水産・環境科学総合研究科担当教員選考に関する申合せには、教育・研究歴に加えて学問分野における研究活動の指導性、継続性、発展性、国際性、学会における活動状況等の評価項目及び評価基準を明記している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

従来、教員の個人評価としては、「長崎大学における教員の個人評価指針」及び「長崎大学における個人評価実施基準」を制定し、教育、学術・研究、組織運営、社会貢献の4領域において平成14年度、平成19年度と5年ごとに個人評価を実施することにより、自己の活動状況を見直す機会としていたところ、自己評価に重点が置かれ、客観的な評価が希薄であるなどの指摘があった。

これを受けて、平成20年6月に学長裁定により「長崎大学における教員の人事評価に関する指針」を定め、インセンティブ付与のための教員の人事評価に関する基本方針として、教育、学術・研究、社会貢献及び組織運営の4領域を評価の対象領域とすること（医療系教員においては医療を含める）、客観的な評価方法に基づいて評価を行うこと、評価方法は学部・研究科等ごとに定めること、インセンティブ付与は昇給区分の決定時又は勤勉手当における勤務実績の区分の決定時等を行うことを決定している。また、同指針に基づき、各学部・研究科等における教員の個人評価実施基準が作成されている。

例えば、工学研究科では、これらの4領域での教員の活動を点数化して評価し、昇給及び勤勉手当に反映させており、平成20～25年度の6年間において教員ごとの昇給幅には差が生じている。

さらに、平成22年度に評価基礎データベースを構築し、また、平成22年11月に学長裁定により「教員等基礎データベースへの入力を要件とする教員の人事評価について」を定め、評価基礎データベースと連携した教員等基礎データベースへの業績等の入力及び公表を教員の人事評価の要件としている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動の展開を支援する組織として、事務局に学生支援部を、各学部・研究科に学務係（文教地区事務部においては学務課に部局担当）を計140人配置している。また、附属図書館には学術情報部を置き、司書19人を配置して支援体制を整えている。留学生の教育支援に関しては、学長直轄の組織である国際教育リエゾン機構に国際教育戦略推進部門、グローバル人材育成支援部門及び留学生教育支援部門を置き、中国語を母語とする職員3人、韓国語を母語とする職員2人を配置するとともに、海外留学及び海外勤務経験等を持つ英語に堪能な職員8人を配置し、留学生、外国人研究者、外国人教員及び海外留学希望の日本人学生に対してサポートを行っている。さらに、教育研究の補助のために、学部・研究科に技術・技能職員（常勤158人、非常勤198人）を配置している。

TAについては、学部・研究科からの申請に基づき教務委員会において審議し、TA採用可能科目を決定した上で学部・研究科がTAを採用することとしている。TA採用経費については、平成24、25年度において年間約4,500万円の経費を全学的に確保している。

さらに、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業において、優秀な学部学生に教育補助業務を行わせるSA制度を平成26年度から取り入れ、平成26年度前期には、教養教育モジュール科目で、経済学部2人、薬学部4人、教育学部2人のSAが教育補助を行っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の人事評価において、学長裁定により「長崎大学における教員の人事評価に関する指針」を定めるとともに、評価方法を学部・研究科等ごとに定めている。また、教員等基礎データベースへの業績等の入力及び公表を教員の人事評価の要件とするなど評価の客観性を確保し、昇給及び勤勉手当に反映させている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程に関する入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、大学全体として求める学生像を

- 「1. 先人の知恵を真摯に学び、新たな知の創造に積極的に取り組もうとする人
- 2. 広い視野と豊かな人間性をもって、国際社会の調和的発展に貢献しようとする人
- 3. 高い志と専門知識をもって、地域社会の発展に貢献しようとする人」

と定めるとともに、学部ごとに「教育理念・目標」「求める学生像」「入学者選抜の基本方針」及び「選抜方法」を定めている。

大学院課程に関する入学者受入方針については、研究科ごとに「基本理念・目標」「求める学生像」「入学者選抜の基本方針」及び「選抜方法」を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学者受入方針に基づいた学生を受け入れるために、一般入試、AO入試、推薦入試、帰国子女入試、社会人入試、外国人留学生入試及び編入学試験を実施している。

一般入試においては、前期日程、後期日程に分け、各学部・学科が指定する大学入試センター試験科目を課すとともに、学部・学科ごとの入学者受入方針に沿って、個別学力検査、実技検査、面接（口頭試問を含むものもある。）、小論文、調査書等を組み合わせて実施している。特に、多文化社会学部においては、入学者受入方針に示した英語を主とする外国語の運用能力の基礎が充実している者及び批判的・論理的に思考できる素養を持つ者を選抜するために、全国の国立大学で初めて一般入試でTOEFL、TOEIC等の外部検定試験のスコアが一定基準を上回れば大学入試センター試験の外国語の得点を満点に換算する措置を取るとともに、「批判的・論理的思考力テスト（総合問題）」を課した入試を実施している。

同テストは、唯一の正解のない問いに、批判的・論理的にアプローチするために導入している。文章、グラフ、地図、表等、様々な資料を読み解いて論述を展開することを求めるものであり、試験では、与えられた資料の内容や分析する論理的思考力のみならず、当該資料がどのような背景で作られたものか、他の資料から考察する批判的思考力も求めている。

広く適性・資質・能力・意欲を評価するために医学部及び環境科学部を除く全学部でAO入試を実施している。このうち、大学入試センター試験を課していないAO入試I（教育学部、経済学部、工学部、水産学部で実施）では、基礎学力を評価するために自己推薦書、調査書、課題論文、小論文、面接等を課している。AO入試II（歯学部、薬学部、工学部で実施）では、これらの選抜方法に加え、大学入試センター

試験を課して、基礎学力とともに数学、理科等の学力を評価している。

高等学校長からの推薦による推薦入試は、教育学部、経済学部、医学部、環境科学部、水産学部の5学部で実施している。このうち、大学入試センター試験を課さない推薦入試Ⅰでは、学力の評価を調査書、推薦書、小論文あるいは実技検査で評価し、適性・資質・能力・意欲については、志望理由書、面接、小論文等で評価している。推薦入試Ⅱ（医学部、環境科学部で実施）では、これらの選抜方法に加えて、総合的な学力を評価するために5教科の大学入試センター試験を課している。

帰国子女入試（工学部、水産学部で実施）では、外国での高等学校等の教育課程と日本の高等学校の教育課程の相違を考慮して、大学入試センター試験を免除している。工学部では、数学及び理科の学力を評価するために、面接の中で口頭試問を実施している。

社会人入試（経済学部、医学部保健学科で実施）では、大学入試センター試験を免除し、大学入学後の修学に支障のない学力を評価するために、小論文を課している。また、適性・資質・能力・意欲並びに社会人としての経験あるいは修学環境を評価するため、調査書、志望理由書、履歴書、就業証明書等の提出及び面接を課している。

外国人留学生入試は、すべての学部で実施している。入学者受入方針への適合性を検査するために、日本留学試験を課すとともに、学部ごとに面接、小論文、個別学力検査、実技検査等を組み合わせた選抜方法を採用している。

大学院課程の各研究科においても、一般入試、推薦入試、社会人入試、外国人留学生入試ごとに受験生の入学者受入方針への適合性を学力検査又は小論文及び面接並びに出身大学の成績証明書等を総合して検査し、入学者の選抜を行っている。なお、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科においては、春季入学試験と同様の選抜方法による秋季入学試験を実施している。また、医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻（修士課程）においては、秋季入学試験のみを実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜は、入学者選抜規則に基づき副学長（入試担当）を委員長とする入学者選抜委員会が掌握し実施している。入学試験の実施に関する細目については、入学者選抜実施規程に定め、大学入試センター試験、個別学力検査、AO入試を実施している。

個別学力検査等による一般入試の実施に当たっては、入学者選抜実施規程に基づき、個別学力検査実施要項を定め、学長を本部長、副学長（入試担当）を副本部長とする実施本部を組織し、その下に各学部の長を実施部長とする実施部を設置している。各実施部には、必要とする試験監督要員、実施部員等を配置している。

個別学力検査問題（共通科目及び学部独自科目）については、個別学力検査実施本部の下に副学長（入試担当）を部長とする学力検査部を設置し、さらに、その下に置く複数名からなる学力検査班（学力・実技等検査科目ごとに設置）において作成し、2人以上の点検委員（一部の科目では高等学校の教育に精通した外部の点検委員を含む。）の体制で精査している。

書類選考によるAO入試第1次選考では、副学長（入試担当）を委員長とするAO入試実施学部別部会を設置し、大学教育イノベーションセンターのアドミッション部門教員と各学部から選出された委員が共同して実施している。AO入試実施学部別部会において評価基準等を明記した合否判定資料に基づき、第1次選考合格者を決定している。課題論文、面接、小テスト、総合問題、自己表現によるAO入試第2次選考は、AO入試第2次選考実施計画等に基づき、各学部からの選出委員がアドミッション部門教員の協

力を得て実施している。推薦入試、帰国子女入試、社会人入試、外国人留学生入試及び編入学試験は、各学部の定めた実施計画等に基づき実施している。

推薦入試、帰国子女入試、社会人入試、外国人留学生入試及び編入学試験の試験問題は、当該学部・研究科等の複数名からなる学力検査班等で作成し、2人以上の点検委員によって精査している。

AO入試第1次選考を除く各入学者選抜方法における合否判定は、あらかじめ定めた合否判定基準等により作成した合否判定資料に基づき、各学部の教授会において行っている。

大学院課程の入学者選抜は、当該研究科が、一般入試、推薦入試、社会人入試、外国人留学生入試ごとに実施部を設置し、同部が定めた実施計画等に基づき実施している。入試ごとの試験問題は、学士課程に準じて当該研究科の学力検査班等で作成し、点検委員によって精査している。合否判定は、学士課程と同様にあらかじめ定めた合否判定基準等により作成した合否判定資料に基づき、各研究科の教授会において行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

大学教育イノベーションセンターのアドミッション部門は、入学者受入方針に沿った学生の受入に関する検証の一環として、合格者を対象に個別学力検査に関するアンケートを実施している。また、同部門は、入学者選抜方法ごとの入学者の学業成績追跡調査を行い、入学者選抜委員会等で学部ごとの検討材料として資料を配布している。さらに、個別学力検査の共通問題（英語、数学、理科）及び総合問題の大問分析を行い、それぞれの科目の選抜機能の評価を示し、その結果を入学者選抜委員会を通じて各学部及び科目別委員会に提供している。

各学部においては、提供された資料等を基に選抜方法の検証を入試委員会又は教授会等で審議し、改善につなげている。また、個別学力検査で課す教科・科目の入試問題作成に関するファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）や、面接、小論文等の主観的な評価を伴う選抜手法の適切な設計と実施に関するFDを毎年度行うことで入学者選抜の妥当性と信頼性を高めている。例えば、環境科学部においては、アドミッション部門が提供した入試方法改善のための資料等を基に、平成14～23年度の学部入試を総括し、改善策を検討した結果、平成27年度から一般入試前期日程選抜方法B（理系）検査科目への英語導入並びにAO入試の募集停止及び推薦入試に専門高校等を対象とした募集枠の新設を決定している。

大学院課程では、研究科ごとに入試委員会あるいは教授会で入学者選抜の検証を行い、検証の結果を入学者選抜の改善に反映させている。例えば、経済学研究科においては、平成26年度入試からTOEFLに追加してTOEICで一定のスコアを取得した者についても英語の筆記試験を免除することとし、外部テストの入学者選抜への活用を拡充している。また、平成27年度入試における試験科目の変更を決定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成26年4月に設置された多文化社会学部及び平成26年4月に改組された教育学研究科（専門職学位課

程)は平成26年度の1年分、平成23年4月に改組された工学部、工学研究科(博士前期課程/博士後期課程/博士課程)及び水産・環境科学総合研究科(博士前期課程/博士後期課程/博士課程)は平成23～26年度の4年分、平成24年4月に改組された医歯薬学総合研究科(博士後期課程)は平成24～26年度の3年分。)

〔学士課程〕

- ・ 多文化社会学部：0.99倍
- ・ 教育学部：1.01倍
- ・ 経済学部：1.02倍
- ・ 経済学部（3年次編入）：1.01倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 医学部（2年次編入）：1.00倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.79倍
- ・ 歯学部：1.00倍
- ・ 薬学部：1.04倍
- ・ 工学部：1.06倍
- ・ 環境科学部：1.00倍
- ・ 環境科学部（3年次編入）：0.98倍
- ・ 水産学部：1.03倍

〔修士課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：0.99倍
- ・ 国際健康開発研究科：1.02倍

〔博士前期課程〕

- ・ 経済学研究科：0.83倍
- ・ 工学研究科：1.08倍
- ・ 水産・環境科学総合研究科：0.92倍
- ・ 医歯薬学総合研究科：1.12倍

〔博士後期課程〕

- ・ 経済学研究科：1.13倍
- ・ 工学研究科：1.27倍
- ・ 水産・環境科学総合研究科：1.16倍
- ・ 医歯薬学総合研究科：0.80倍

〔博士課程〕

- ・ 工学研究科：0.85倍
- ・ 水産・環境科学総合研究科：0.70倍
- ・ 医歯薬学総合研究科：1.12倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：0.73倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学教育イノベーションセンターのアドミッション部門では、入学者選抜の検証と変更の検討を行うための各種分析データを各学部提供し、選抜方法の改善に活用している。また、個別学力検査で課す教科・科目の入試問題作成に関するFDや面接、小論文等の主観的な評価を伴う選抜手法の適切な設計と実施に関するFDを毎年度行うことで入学者選抜の妥当性と信頼性を高めている。

【更なる向上が期待される点】

- 正解が唯一ではない問いに批判的・論理的にアプローチし、資料等を読み解いて論述を展開することを求める「批判的・論理的思考力テスト（総合問題）」の取組は、入学者選抜方法改革の新しい試みとして今後の検証が期待される。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程における教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、

- 「1. 教養教育において、社会に貢献できる市民として求められる多様な基礎的知識・スキルや主体的な学習能力を育成するとともに、日本語や英語などでのコミュニケーション能力を培う。
2. 教養教育と専門基礎教育の有機的接合によって大学で学ぶための基盤的能力を総合的に培う。
3. 専門教育科目において、各学部・学科で求められる専門性を体系的に修得できるよう科目群を配置する。」

と定めている。

卒業時に備えておくべき能力を明確にした「全学共有学士像」を掲げ、この学士像実現のために、全学的に編成する教養教育科目と各学部等の専攻に係る専門教育科目で教育課程を構成している。このために、学則において、教育課程の編成と授業科目の区分を定めている。

教養教育科目については、その編成と実施に係る方針を教養教育履修規程に定めている。

専門教育科目については、形式は学部ごとに異なるが、各学部規程に学部、学科及びコースの理念・目的・使命をうたい、その水準の人材を育成するための教育課程の編成及び実施方法に関する基本方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

多文化社会学部においては学士（多文化社会学）を、教育学部においては学士（教育学）を、経済学部においては学士（経済学）を、医学部医学科においては学士（医学）を、同保健学科においては学士（看護学）又は学士（保健学）を、歯学部においては学士（歯学）を、薬学部においては学士（薬学）又は学士（薬科学）を、工学部においては学士（工学）を、環境科学部においては学士（環境科学）を、水産学部においては学士（水産学）を授与している。

教養教育では、「全学共有学士像」で求められる資質・能力の基盤形成のため、3つの基本能力及び3つの基本的態度を育成する教育課程を、必修科目として教養ゼミナール科目を設けているほか、モジュール方式の採用により実現している。モジュールとは、学生一人一人の興味、関心を重視し、現代社会の課題となっているテーマの下に学士像が求める能力の観点から構成された複数の科目からなる科目群であり、当該能力の養成のために学生の参加を重視するアクティブ・ラーニングによる授業を中心とする学習指導方法を採用している。モジュール方式による科目群は1年次後期及び2年次前後期の1年半にわたって履修されており、平成26年度においては、「先進医学と現代社会」「心身の健康と生命」等25テーマが設けられている。

構成する科目については、科目ごとに涵養される能力・態度（ジェネリックスキル）及び授業編成の視点を整理して『全学モジュールテーマガイドブック』に示している。また、専門教育の中で、その基盤形成に貢献すると考えられる科目を学部モジュール科目として教養教育に組み込み、専門教育との連結を円滑にするなど連続性を重視した教育課程を編成している。

学部の教育課程は体系的に編成しており、体系性を示すために、授業科目、標準履修年次、履修内容等をカリキュラム・マップとしてまとめている。例えば、新設された多文化社会学部においては、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示するために、各授業科目はナンバリング・システムを導入している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

多様な学習形態への対応としては、幅広い学習機会を提供するために、他学部の授業科目の履修を認めるとともに、他大学との単位互換を行っている。例えば、放送大学との間では「教育協力に関する業務実施契約」を締結し、単位互換を行っている。さらに、国内及び海外の大学と単位互換協定を結び、単位認定を行っている。また、他大学での履修履歴を持つなどの多様な入学者に対応するため入学前の単位を認定しており、平成25年度は18人について入学前の単位を認定している。編入学についても、平成25年度は42人について入学前の単位を認定している。また、学生の多様な外国語の学習成果に配慮し、TOEIC等の外部検定試験によって、教養教育の外国語の単位認定も行っている。さらに、大学院の授業科目を学部学生の段階で履修できる制度を導入し、平成25年度は医歯薬学総合研究科進学者で延べ71人の学生が利用している。また、社会人の学修を容易にするため、長期にわたる教育課程の履修制度を設けている。

インターンシップ及びキャリア教育としては、現場における実践教育のために、国内及び海外の企業等でのインターンシップを実施している。また、教育学部、医学部、歯学部、薬学部がそれぞれ五島列島で実施する各学部特有の離島実習は、多くの離島を抱える長崎県にある大学として特色ある教育課程である。キャリア教育科目としては、教養教育において「キャリア概論」を開講している。また、県内大学で共同開講するNICEキャンパスのコーディネイト科目として、「考えよう自分のキャリアデザインⅠ・Ⅱ」を

集中講義（合宿形式を含む。）で開講している。専門教育においては、専門分野の特性を踏まえたキャリア教育科目を開講している。

国際化・グローバル化の教育への対応としては、国際戦略において基本方針並びに具体的施策を設定し、平成 26 年度に人文社会系グローバル人材を特色ある教育を通して先駆的に育成するために多文化社会学部を新設している。多文化社会学部は、グローバル人材の基盤的資質としての語学力、コミュニケーション能力及びジェネリックスキルを涵養することを目的とする教育課程としている。

文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」において「留学生との共修・協働による長崎発グローバル人材基盤形成事業」（平成 24～28 年度）を推進している。経済学部において採択された文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプ B（特色型）」（平成 24～28 年度）により、平成 26 年度後期から「国際ビジネス（plus）プログラム」を開講し、異文化理解に基づくコミュニケーション能力の向上、異文化環境における実践的課題解決力の育成等、グローバル・ビジネス人材の育成を推進している。さらに、日本学生支援機構の留学生交流支援制度（短期派遣）経費で実施するプログラムをはじめ、文部科学省採択事業（グローバル人材育成事業）経費、大学独自の海外等実習経費等による海外留学プログラム等を組織的に整備し、海外留学プログラムを実施している。

社会からの要請に応える特色ある取組としては、平成 21～25 年度までの 5 年間で、支援が終了した 7 プログラムを含む 11 プログラムを「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業として実施し、社会からの要請に沿った教育を展開している。例えば、文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」における「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点」（平成 24～28 年度）は、長崎県内の国公立 3 大学の薬学・看護学・医学・歯学等の分野が連携し、協働教育体制を構築するとともに、県内の 4 自治体・13 職能団体等が連携して在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成の拠点作りを目指す取組である。

支援期間が終了した 7 プログラムについては、全プログラムにおいて、プログラムの成果をカリキュラム等に組み込んだり、新たなプログラムへ発展させたりすることで、教育改革に反映させている。例えば、文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」における「現代「出島」発の国際人育成と長崎蘭学事始（平成 18～20 年度）」では、プログラムでの開講科目を交換留学生プログラム科目及び教養教育科目として開講し、さらに、平成 26 年度に新たに設置した多文化社会学部の「オランダ特別コース」へと発展させている。また、文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」における「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」（平成 19～22 年度）については、大学独自の事業として継続するとともに、平成 23 年度からは、長崎市の委託事業（学生地域支援活動事業（U-サポ））として、市内 6 大学・短期大学へも事業を拡充させ、長崎市内全大学への展開を図っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

平成 24 年度から新たに開始した教養教育におけるモジュールを構成する授業科目では、ジェネリックスキルを育成するために、アクティブ・ラーニングを本格的に導入している。学生の思考を活性化する授業形態をアクティブ・ラーニングと総称し、例えば、実験や演習等によって知識を活用・定着させるもの、ディベートやプレゼンテーション等表現を主体とするもの、問題基盤型学習やケース・メソッド等応用力を高めるもの、プロジェクト学習やものづくり実習等知識の応用・創造を目指すもの、グループごとの討

論や共同作業によって理解を深化するもの、さらに、講義型授業における能動的活動の工夫も含んでおり、授業の進捗に合わせて様々な方法を組み合わせて学習させている。また、それぞれの授業科目の履修によって涵養されるジェネリックスキル及び授業編成の視点を『全学モジュールテーマガイドブック』に示し、授業の目標及び指導法等を明確にしている。

平成 26 年度においては、大学教育イノベーションセンターが中心となって進める①効果的・効率的アクティブ・ラーニングの開発・進化・普及、②学修成果の可視化を目的に取り組む計画が、文部科学省「大学教育再生加速プログラム（テーマⅠ・Ⅱ複合型）」に採択されている。

CALLシステムにおいては、平成 25 年度から、教養教育科目の英語科目について授業時間外の学習を必修化して成績評価の対象とし、授業時間中の限られた時間だけでは養成することが難しいリスニング力と語彙力を向上させるため、e-learning を活用した学習に取り組ませている。その教材として、リスニング力を養成するCALLシステムと語彙力を養成する英単語学習システムを使用しており、その成果はTOEIC等の成績向上につながっている。TOEICについては、平均が平成 24 年度は 356.9 点、平成 26 年度は 380.7 点となっており、23.8 点伸びている。

専門教育については、各学部では、「各学部の授業形態に関する考え方」を定め、それに基づいて、講義、演習、実験、実習等の異なる授業形態をバランスよく組み合わせて専門教育を実施している。また、学生の学習状況にきめ細かく対応し、教育効果を高めるために、少人数授業、アクティブ・ラーニング、フィールド型授業、情報機器を利用した授業、TAの活用を行っている。

薬学部においては、平成 18 年度から長期実務実習に必要な病院及び薬局を確保し、それぞれ 11 週間の実務実習を行うとともに、さらに先導的薬剤師を育成するため、高次臨床実務実習を 4 週間（病院：3 週間、離島実習：医歯薬共修 1 週間）行うことで、社会における薬剤師の役割を理解させるとともに、知識を更に深めさせ、医療現場でのノウハウを身に付けさせている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は試験等の期間を除いて 15 週確保されている。

教養教育及び専門教育においても通常の講義 1 単位分の修得には「教室内での授業 15 時間＋自宅等での学修 30 時間」を必要とすると定め、入学式直後の全学及び各学部のオリエンテーションで学生に周知するとともに、学生便覧等に単位制について記載をしている。また、学習時間を確実に確保するために、各学部で学年ごとの履修形態に応じた単位上限を設定している。教養教育においては、全学部で履修登録の上限を設定するとともに、専門教育においても教育課程のほとんどが必修科目である医学部と歯学部を除いた全学部で履修登録の上限を設定している。

学生の主体的な学習を促すため、シラバスによる準備学習や復習の指示、語学教育ではCALLシステムを利用した学習の指示を行っている。

学生の実際の学習時間の把握は、2年に1度の学生生活調査で行っている。調査結果によれば、1日当たりの授業外での学習時間は55.6%の学生が1時間未満、84.1%の学生が2時間未満と少なく、授業外学習時間の確保が望まれる。より詳細な調査を行うために、平成 25 年度より、大学 I R コンソーシアムに参画し、学生の学習行動、学習成果、教育の効果等に関する基礎データの蓄積・分析を実施している。

学生の授業時間外での学習を支援するために、e-learning システムの普及活動を行い、平成 25 年度に

においては、621 授業科目、学生約 7,670 人が 157,000 時間程度ログインし、授業及び自主学習で利用している。

さらに、学生の学習進捗状況の把握や教員と学生の双方向性のコミュニケーションを図るために、平成 25 年 10 月から「主体的学習促進支援システム (LACS)」を導入している。

これらのことから、授業外学習時間確保に十分な成果を上げているとは言えないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各授業科目のシラバスには、シラバス記載ガイドラインに基づき、授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等について、具体的な指示や教科書・参考文献、履修条件等を記載し、学生が各授業科目の予習・復習等の準備学習を進めるための基本的事項を示し、ウェブサイトに掲載している。なお、平成 26 年度からのシラバスでは、学生による活用向上を目的として、「授業の概要」を「授業の概要及び位置づけ」とし、「備考 (準備学修等)」を「学生へのメッセージ」と修正して掲載している。準備学習については LACS にも付記しており、準備学習を促している。

学生による授業評価の分析結果では、「シラバスは授業の目標や計画及び評価方法を適切に示していた」とする意見が 85.4%となっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、授業計画、授業内容の理解等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

AO入試で合格した入学予定者に対して、入学前教育として、基礎学力確認テストを実施するとともに、事前宿舎による教育、通信添削、ウェブによる学習支援等により、早期に大学教育を体験する機会を提供し、基礎学力の定着を図っている。

入学後の学生に対しては、平成 24 年度から、教養教育の自由選択科目に、英語、数学、物理、化学、生物の 5 科目を開設している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程 (夜間学部や昼夜開講制 (夜間主コース)) を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

経済学部設置された夜間主コース (総合経済コース) では、夜間の履修だけでも卒業が可能になるように、教養教育と専門教育の全授業を 18 時から 21 時 10 分の時間帯に経済学部キャンパスで開講している。

教養教育では、全学モジュール及び学部モジュールをそれぞれ 1 科目ずつ夜間主コースで開講するとともに、専門教育では、学部導入科目、学部基礎科目、コース基礎科目、応用科目及び演習科目を配置し、基礎から順に専門領域における学習内容を学ぶ教育課程としている。

また、長期履修制度を導入しており、平成 25 年度において同制度を 5 人が活用している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

卒業時に備えておくべき資質・能力を「全学共有学士像」として定め、「研究者や専門職業人としての基盤的知識を有する」こと、「自ら学び、考え、主張し、行動変革する素養を有する」こと、「環境や多様性の意義が認識できる」こと、「地球と地域社会及び将来世代に貢献する志を有する」こととしている。

各学部においては、これらに加えて、内容、形式、公表の方法について必ずしも統一的ではないが、学部規程で学部、学科及びコースの理念・目的・使命に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

これらのことから、学位授与方針が定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学則において評価の基準をあらかじめ明示することを定め、さらに、学部規程及び教養教育履修規程において、考査により単位の認定を行うことを定めている。さらに、教養教育履修規程及び各学部等の規程に成績評価基準を定め、AA（90点以上）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びD（59点以下）の5段階の評語で成績を表すこととし、ウェブサイト、学生便覧等に掲載し、学生に周知を図っている。

個々の科目の成績評価に当たっては、成績評価基準に沿って具体的な成績評価の方法とその科目の合格基準を授業科目ごとにシラバスに記載し、それに基づいて成績評価を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

学習の成果に係る評価の客観性及び厳格性の確保を図るために成績評価ガイドラインを策定し、教養教育のモジュール科目及び各学部の授業科目の成績分布等について、教務委員会をはじめ各学部において確認しているが、実際の成績分布は成績評価ガイドラインが求めるものとはなっていない。

また、医学部、歯学部、経済学部夜間主コース以外の学士課程においてGPA（Grade Point Average）を導入し、その結果を履修科目の登録の上限の特例等に用いている。

すべての学部において、学生からの成績評価に関する異議申立ての制度を設けている。

これらのことから、成績評価ガイドラインの実施には改善の余地があるものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業及び学位の授与の条件を、在学すべき年数以上在学し、卒業要件単位を修得した者とし、これに基

づき、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。学則及び各学部の規程に卒業要件を定め、学生便覧及びウェブサイト等に掲載し、学生に周知を図っている。

なお、多文化社会学部、医学部及び歯学部では進級要件を、それ以外の学部では卒業研究着手要件等として上級学年に進級する条件を設け、学生便覧等で学生に周知を図り、学生が系統的に学習を進めるための支援としている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則において教育課程を体系的に編成すること、その際、「各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない」ことを定めている。

これに基づき、各研究科は、研究科、課程、コース及び専攻の目的並びに学位授与方針に定めた水準の人材を育成するための学修の系統性に配慮した教育課程の編成・実施方針を研究科規程に定めている。この方針は、「カリキュラム・ポリシー」としてウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は、各研究科が教育課程の編成・実施方針に基づいて、学位の内容や水準に到達した人材を育成するために体系的に編成している。授業科目、単位数、標準履修年次、履修方法等は、カリキュラム・マップとして示されている。各研究科の教育課程及び各科目の内容や水準の維持については、それぞれの研究科教務委員会が責任を持っている。

各研究科が授与する学位については、学位規則に定め、修士課程及び博士前期課程では修士を授与することとし、専攻分野に応じ、経済学、経営学、工学、学術、水産学、環境科学、熱帯医学、看護学、理学療法学、作業療法学、薬科学、公衆衛生学の名称を付している。博士後期課程及び博士課程では博士を授与することとし、専攻分野に応じ、経営学、工学、学術、水産学、環境科学、海洋科学、学術、医学、歯学、薬学、薬科学の名称を付している。また、専門職学位課程では教職修士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

多様な学習形態への対応としては、長期履修制度、他研究科の授業科目の履修及び国内外の他大学院との単位互換を行っている。

社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うインターンシップによる単位認定を行っている。国際化・グローバル化へ対応するために、秋季入学を実施するとともに、外国語による授業を実施し、

留学生の学修に配慮している。特に、医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻においては、すべての授業を英語で実施している。また、経済学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科では、ダブル・ディグリー・プログラムを実施している。中でも、工学研究科は、済州大学校大学院工科大学（韓国）と協定を締結し、博士前期課程学生を対象としたダブル・ディグリー・プログラムを実施している。当該プログラムの修学期間は3年間を基本とし、長崎大学で2年間、済州大学校で1年間の学修・修士論文の作成を行う。双方の大学の修了要件を満たした場合、両大学の学位（修士）を取得することができる。

文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム」（平成24～30年度）が医歯薬学総合研究科において実施されている。このプログラムは、熱帯病・新興感染症の制御を課題に掲げ、グローバルな視点で国際リーダーとして活躍できる人材を育成するもので、学位論文作成を通して行う分野別の専門教育に加え、ケニアとベトナムの海外感染症研究拠点施設とフィールド、WHO等の国際機関、海外の協力研究施設、NGO等において分野横断的な教育課程による実践的な教育が行われている。

工学研究科においては、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に「日中韓の大学間連携による水環境技術者育成（平成22～26年度）」が採択されている。このプログラムでは、水環境の診断・予測、水質浄化・廃水処理、海水淡水化等、当該大学が優位性を誇る技術を修得させ、アジア地域に貢献できる実践能力に優れた高度専門技術者を育成するための特別コースを設置している。なお、この取組を発展させ、工学研究科総合工学専攻国際水環境工学コース（博士前期課程）及び生産システム工学専攻国際水環境科学コース（博士後期課程）を、平成27年度設置に向けて準備を進めている。

文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」のうち、支援期間が終了した4プログラムについては、全プログラムにおいて、プログラムの成果をカリキュラム等に組み込んだり、新たなプログラムへ発展させている。例えば、平成19年度文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択された「九州がんプロフェッショナル養成プラン」においては、e-learningクラウドを活用した大学院教育を実施して多職種連携教育体制を構築している。

平成20年度文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択された「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」においては、支援期間終了後に、プログラムの実施分野をファイナンス分野に加えて経営学分野にも拡張し、西南経済大学（中国）とのダブル・ディグリー・プログラム制を構築している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

大学院課程での教育については、大学院学則にて授業及び研究指導により行うことを定め、授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとしている。また、多様なメディアを利用し、当該授業を行う教室等以外の場所（外国における履修含む。）で履修させることができるとしている。この大学院学則に基づき、各研究科は講義、演習、実験、実習等の授業形態をバランスよく組み合わせている。

講義科目にアクティブ・ラーニングを導入するとともに、教育内容に応じて少人数授業、PBL型授業、フィールド型授業等を活用した適切な学習指導法の工夫を行っている。例えば、医歯薬学総合研究科の「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム」では、海外拠点や国際機関等での感染症対策、

インターンシップ、病原体取扱トレーニングの実施等、実践的なカリキュラムの構築、国際機関等の第一線で活躍する専門家における講義等の実施による教育体制の構築等、プログラム等の教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されている。

教育学研究科教職実践専攻においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として行う実習や教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を確保している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は試験等の期間を除いて 15 週確保されている。

また、各研究科の規程には、修得すべき単位数と標準履修年次及び修得するための履修方法を明確に示すとともに、シラバスにおいては、各授業科目の受講に際しての予習・復習の在り方及び詳細な授業計画を示している。

学生の実際の学習時間の把握は、2年に1度の学生生活調査で行っている。平成24年11月に実施した調査によれば、1週当たりの授業外での学習時間等は18.0%が「5～10時間未満」、22.5%が「90分～5時間未満」、6.6%が「30～90分未満」、5.0%が「30分未満」と回答しており、全体的に授業外学習時間が少ない傾向が見られ、増加が望まれる。

学生の自学自習を支援するために、e-learning システムを運用するとともに、平成25年度後期からはLACSの活用等により、学生の主体的学習の促進を図っている。

なお、教育学研究科教職実践専攻においては、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を、1学年当たり40単位、1学期当たり25単位と定めている。

これらのことから、授業外学習時間確保に十分な成果を上げているとは言えないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各授業科目のシラバスについては、シラバス記載ガイドラインに基づき、学生が当該授業科目の準備学習等を進めるための授業科目名、担当教員名、講義目的、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等について具体的な指示や教科書・参考文献、履修条件等を記載し、ウェブサイトで公開している。なお、平成26年度からのシラバスでは、学生による活用向上を目的として授業の概要を「授業の概要及び位置づけ」とし、「備考（準備学修等）」を「学生へのメッセージ」と修正して掲載している。準備学習についてはLACSにも付記しており、準備学習を促している。

学生による授業評価の分析結果では、「シラバスは授業の目標や計画及び評価方法を適切に示していた」とする意見が88.7%となっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、授業計画、授業内容の理解等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院学則に、教育方法の特例について定め、これに基づき、国際健康開発研究科を除くすべての研究科において、夜間や土日の授業・研究指導又は集中講義による授業を開講している。例えば、経済学研究科においては、平日の7校時（19時40分から21時10分）以降や土曜日にも履修可能となるように時間割を編成している。また、教育学研究科においては、現職教員等に対し、最初の1年間は現職を離れて通常の時間帯の通学履修を原則とするが、後半の1年間は在職校等で勤務しながら、原則として週1回以上定期的に通学し、夜間等の時間帯で履修又は研究指導を受けることが可能となるように配慮をしている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

学位論文に係る研究の指導教員は、学生が所属する専攻（教育研究分野）の研究指導を担当する教員1人とし、副指導教員1人又は2人を置くものとしている。副指導教員は当該専攻（教育研究分野）だけでなく、教育上有益と認められる場合等により指導教員の属する専攻（教育研究分野）以外の研究指導を担当する教員とすることができる。また、他大学との特別研究学生交流の協定を締結し、国内外の大学と協力し、研究指導を行っている。

指導教員が研究指導及び論文指導において研究倫理について指導を行っている。工学研究科では「研究者倫理」、国際健康開発研究科では「保健医療倫理学：基礎」を必修科目として授業を設定している。経済学研究科では、履修案内に研究倫理の項目を設け、オリエンテーションにおいても指導を行っている。

さらに、平成26年度からe-learningを活用したカリキュラムを通して倫理教育を行うCITI Japanプロジェクトに登録し、教員や大学院学生等に対し、同プロジェクトが提供する研究者育成の為の行動規範教育に関する教材を受講させている。平成26年度は695人の大学院学生が当該教材を受講し修了予定である。

研究の各段階で、学生に対して学内での試問会、研究討議、研究室でのゼミ、学会発表、論文の投稿等を課し、研究能力を向上させている。また、大学院学生をTA、RAに採用することにより教育的機能の訓練や研究能力の育成を行っている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学としての学位授与方針は定められていないが、各研究科においてはそれぞれに、人材養成の目的あるいは修了時に獲得しているべき知識、能力として学位授与方針を定め、大学のウェブサイトにおいて閲覧を可能としている。

例えば、教育学研究科専門職学位課程においては、学位授与方針を「専門職学位課程を修了するにあたって、①一人ひとりの児童生徒のニーズを理解し、的確に対応できる能力、②高い実践力を持ったスクールリーダーとなれる資質、③学級・学校の機能をより向上させるマネジメント能力、④優れた授業実践力と適切な教科指導力を備えた人に「教職修士（専門職）」の学位を授与する。」と定めている。

また、工学研究科博士前期課程においては、学位授与方針を「自然と共生する技術社会の発展に貢献する工学教育研究拠点として、高い専門実践能力を修得しグローバルに活躍できる技術者人材を育成するとともに、多様な知的資産を創造する独創的研究を推進する。」という理念に即して、産業界のニーズに対応した高度専門技術者及び研究者を養成することを教育研究上の目的としている。この目的に則り、専門的・学際的知識、専門実践能力、技術創造能力、問題解決能力などを有し、学位審査基準を満たした者に対し学位を授与する。」と定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則に基づき、評価の基準をあらかじめ明示し、また、各研究科規程で考査により単位の認定を行うこととしている。学生に対して学生便覧等により成績評価基準を周知するとともに、各授業科目については、シラバスに成績評価基準及び方法を記載し、ウェブサイトですべてに周知を図っている。

授業担当者は、シラバスに記載した成績評価の方法に基づき、試験、レポート、発表、講義の出席状況等により成績評価と単位認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

研究科規程に定める成績評価基準を学生に対して学生便覧等で示すとともに、具体的な成績評価の方法と合格基準を授業科目ごとにシラバスに記載して学生に周知を図っているが、科目ごとの評価の具体的な実施方法は教員に任されており、組織的な対応とは言い難い。成績評価の結果については、学期ごとに直接学生に通知している。さらに、すべての研究科において、学生からの成績評価に関する異議申立ての制度を設けている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が一定程度講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科は大学院学則及び学位規則に基づき、学位審査規程に審査体制、審査手続等を定めている。さらに、学位論文に係る評価基準としては、学位授与方針と併せて、学位論文の内容、価値、表現方法に関して研究科ごとに学位論文審査基準を定め、学位の審査を行っている。

学位論文の審査及び最終試験については、審査委員（主査1人及び副査2人以上）を選出し、論文審査

と最終試験を評価基準に基づき実施し、その結果を論文審査の要旨としてまとめるとともに、最終試験の結果報告と併せて教授会へ報告している。例えば、工学研究科では、学位審査に関する申合せに基づき、3人以上の審査委員により学位論文としての適合性及び内容並びに論文受理の可否について予備審査を行った後に論文を提出させ、審査に付している。

これらの手続、スケジュール及び学位審査基準等をウェブサイトで公表するとともに、学位論文の審査手続方法・作成要領については、学生便覧等により学生へ周知を図っている。また、博士論文については、論文要旨及び審査要旨をウェブサイトで公表している。

教育学研究科教職実践専攻においては、最終試験及び課程修了の要件を教育学研究科規程に定め、最終レポート（実践研究報告書）の審査及び最終試験については、指導教員を含め複数の教員により行うとともに、発表会を公開で実施し、それらの結果を教授会に報告後、教授会で修了認定を行っている。これらの学位審査手続等については、学位審査手続要領として定め、ウェブサイト等で学生に周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学教育イノベーションセンターが中心となり、学生が自ら学び、考え、評価し合うアクティブ・ラーニングを本格的に導入している。
- 平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業」に採択され、異文化理解に基づくコミュニケーション能力の向上、異文化環境における実践的課題解決力の育成等、グローバル・ビジネス人材の育成を推進している。
- 平成24年度に「留学生との共修・協働による長崎発グローバル人材基盤形成事業」、「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点」が、文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択され、大学間連携教育の実質化に取り組んでいる。
- 平成25年度に「つなぐ医療を育む先導的教育研究拠点の構築～人と人、場と場、ケアとリサーチをつなぐ総合診療医の養成～」、「[医工の絆] ハイブリッド医療人養成コース～出島マインドで医療ものづくり～」が、文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」に採択されている。
- 平成24年度に「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム」が、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択され、グローバルな視点で国際リーダーとして活躍できる人材の育成に取り組んでいる。
- 平成22年度から実施されている「日中韓の大学間連携による水環境技術者育成」によって、アジア地域に貢献できる実践能力に優れた高度専門技術者を育成するための特別コースを設置している。
- 平成24年度に「九州がんプロ養成基盤推進プラン」が、文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択され、がん専門医療人の養成に取り組んでいる。
- 平成26年度にアクティブ・ラーニングの開発・進化・普及及び学習成果の可視化の実現を図る取組が、文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に採択されている。

基準6 学習成果
6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

学士課程及び大学院課程における単位修得率は、平成25年度についてそれぞれ、84%、96%である。平成23年度入学者に関するTOEICの1年次、3年次の成績比較では、半数以上の学生の成績が向上している。

標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、平成21～25年度まで、学士課程で、それぞれ、おおよそ80%及び90%、修士課程・博士前期課程の学生はいずれも90%以上で推移している。博士後期課程・博士課程では、標準修業年限での修了者は40～100%と研究科により幅がある。これは、入学定員が少ないことと社会人学生が多い（全学生の50.5%）ことによるものである。留年率は、同期間の平均で学士課程20.8%、修士課程・博士前期課程6.6%、博士後期課程・博士課程56.4%であるが、大学院課程の留年生のほとんどは、社会人学生の割合が多い博士後期課程及び博士課程の学生である。

学生の退学・除籍率は、同期間の平均で学士課程1.3%、修士課程及び博士前期課程2.5%、博士後期課程及び博士課程3.6%である。一方、休学率は、それぞれ、3.2%、3.5%及び19.3%である。

卒業研究は、学部ごとに定められた要件によって、提出された卒業論文・卒業研究に対する口頭発表を課している。また、大学院学生が学位論文の執筆過程で実施した研究の成果が学会等で数多く発表されたり、学術論文として公表されている。学会での研究発表数は年度による増減はあるものの年間約700件前後で推移し、論文投稿数も約300編程度である。このことより、高い水準の研究成果をまとめていることが確認できる。

工学部及び水産学部では、JABEE（日本技術者教育認定機構）の受審により、教育プログラムの水準が社会の要求を満足し、国際的通用性を確保していると認定されている。

平成25年度の国家試験合格状況については、医師96.9%、歯科医師79.2%、薬剤師83.3%、看護師97.1%、保健師97.5%、助産師100%、理学療法士100%、作業療法士100%と全国平均を上回っている。

なお、全学共有学士像で目指すジェネリックスキルの可視化のために、平成24年度入学者から外部の社会人基礎力テストを導入している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成24年度の学生生活調査の結果では、学部学生は授業及び教育課程について、全体の58.9%が満足

している。

一方、大学院学生を対象とした調査結果では、大学院の勉強で目指すものは、「高度な専門的知識・能力を持つ職業人」「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者」「知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある社会人」が、それぞれ43.1%、21.9%、21.3%である。また、研究指導に対する満足度の全体集計では、「満足」「やや満足」の割合が66.4%である。

平成14年度から、全学部・研究科において学生による授業評価を実施し、平成25年度からは、授業評価集計結果をウェブサイトで公表している。例えば、「シラバスに記載された授業目標達成」及び「授業の総合的満足度」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて、それぞれ68.7%、74.6%である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成25年度の就職希望者の就職率は、学部卒業生が92.1%、大学院（修士及び博士前期課程）修了生が95.3%であった。なお、学部学生の就職先は長崎を含む九州地区62.9%、関東地区23.5%である。就職業種（産業別）は、製造業、教育・学習支援事業、医療・福祉、公務等の広範囲に及んでいる。

平成25年度の進学率は、学部卒業生が26.0%、大学院（修士及び博士前期課程）修了生が8.6%であるが、理系学部である薬学部薬科学科の97.2%、工学部の62.0%の学生が大学院に進学している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

教育に関する成果や効果等について、平成25年8月に卒業（修了）生及び企業を対象に「長崎大学の評価に関する調査」を行っている。

卒業（修了）生に向けた調査（平成19年度、平成22年度の卒業（修了）生を対象、有効回答数371件）では、大学で学んだ教育内容に全体の70%が満足しており、特に、修了生においては77%が満足している。また、今の職場において専門科目が役立っているとの回答が全体の74%であり、さらに、就職の決め手となった能力についても「専門性」を挙げる割合が最も高い。大学において身に付けることのできた社会性については、「協調性」が66%と最も高い。

企業に向けた調査（有効回答数251件25.1%）では、過去10年間で卒業（修了）生の採用実績がある企業の印象として、「堅実さ、能力、人柄ともにバランスがよい」「高い基礎知識を有している」等が挙げられ、採用活動等を通じた学生の印象を「十分」「まあ十分」「普通」「やや不十分」「不十分」の5段階で尋ねたところ、協調性について60.4%、基礎知識について56.1%、コミュニケーション能力について54.7%の企業から「十分」「まあ十分」とする評価を得ている。また、当該大学を人材確保に有望な大学として期待している企業が73%、特に、長崎県における期待度が87%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

文教キャンパス、坂本キャンパス、片淵キャンパスの3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は文教キャンパスが197,565㎡、坂本キャンパスが133,520㎡、片淵キャンパスが46,285㎡である。また、3つのキャンパスの校舎等の施設面積の合計は、計312,879㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

中期計画として「施設設備整備計画の策定」「施設整備の計画的推進」等を掲げ、施設整備年次計画に基づき、教育研究環境の整備を推進し、施設の有効利用を進めるとともに、耐震基準を満たしていない建物の耐震補強を進めており、平成26年5月1日現在、建物の耐震化率は95.6%となっている。

既存施設については、維持管理、予防保全等を行い、学生の学習環境及び生活環境の改善を最優先し、平成19年度から総合研究棟（教育学部、工学部、水産学部、経済学部、環境科学部等）の改修整備、グラウンド、課外活動施設、福利厚生施設の改修整備、サイエンス&テクノラボ棟、動物実験施設棟の新営、音楽教室、附属図書館の改修整備、屋外昇降塔、グローバル教育・学生支援棟の新営、美術技術教室、教育実践総合センター、図書館医学分館の改修整備、環東シナ海環境資源研究センター棟の新営、多文化社会学部の開設に伴う既存施設の改修整備を順次実施して使用に供するとともに、障害者用のトイレ等を設置し、バリアフリー化も推進している。

坂本キャンパスにおいては、病院の再開発整備事業を平成14～27年度の予定で計画的に推進している。

安全・防犯面への配慮については、外灯を設置するとともに、各建物へは許可された者以外は時間外に入室させないセキュリティ管理を行っている。また、キャンパスごとに、安全衛生委員会を設けており、安全衛生委員が定期的に巡視をしている。さらに、工学・薬学・水産学部等、薬品等を取り扱う学部・研究科では、産業医が巡視を行い、薬品庫等の壁面固定やガスボンベの転倒等の防止策を進めている。実験系の学部・研究科では、実験事故に対応するための緊急用シャワーを建物の各階に設置している。

平成22年度に長崎大学東京事務所を設置し、在校生への就職活動支援、卒業生との交流の場、企業への研究情報の提供等に利用している。平成25年度における東京事務所の利用者は、延べ833人であった。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

第1期及び第2期中期目標期間の12年間にわたる情報環境整備の基本構想として情報政策委員会で

取りまとめたマスタープランの下、LACSを導入し、平成25年10月から運用を開始している。LACSは、教員と学生の連絡、準備学習課題・復習課題の提示、課題遂行結果やレポートの提出等をオンラインで行うことを支援するコースマネジメントシステムの機能を中心として、学務システムにおける履修登録、成績の入力管理、e-learningシステムの映像提供、ICカード化した学生証による出席管理システムからの出欠の情報を統合して、教員、学生ごとに個別化した情報提供を行うことができるシステムであり、平成26年度からは、学習ポートフォリオの機能を追加している。サポートに関しては、サポート窓口による電話や電子メールでのサポートのほかに、LACS上に作成したオンラインのコミュニティでのサポートも行っており、コミュニティの掲示板にはこれまでに200件以上の投稿が寄せられている。

LACSの導入・運用に伴い、平成26年度の新入生からノートパソコンを必携化し、普通教室でのLACSの使用に供するために、キャンパス情報ネットワーク(NUNET)を充実・拡充するとともに、電源・有線LANコンセント、無線LANの整備を行っている。

出席不良学生に対する早期ケアを可能とし、セーフティネットを構築する目的で、学生証を利用するためのICカードリーダーを講義室、実習室、実験室に230台設置している。

e-learning利用推進のために、平成24年7月からICT基盤センターにe-learningコンテンツ開発支援室を設置し、平成25年度末現在、621授業科目、学生7,670人、教員359人が自学自習及び授業で利用している。また、全キャンパスにCALLシステム専用教室を整備し、平成24年度から利用を開始し、自学自習用コンテンツ28教材を利用に供している。さらに、ウェブサイトで語学学習ができる環境も提供している。学部におけるCALLシステムの利用者数の割合は、平成24年度の1～2割程度から平成25年度には4～5割程度に上昇している。

LACSによるe-learningシステムは、平成26年度前期実績として、全学生の約73%、全教員の約45%、全授業科目の約19%で利用されている。また、本格稼働に向けたLACS講習会を平成25年9月から92回開催し、延べ1,030人の教職員が参加している。

教育用情報端末としては、情報処理関連の授業や学生の自主学習に利用できるパソコンとして、全キャンパスで1,264台を設置している。この適正な管理・運用を図るため、管理規則及び運用規程を制定し、管理・運用等に関する必要事項を定めている。

学生の成績や学生・教職員(約13,000人)に関する膨大な個人情報扱う大規模かつ高度な情報システムの運用のために、情報セキュリティポリシーを制定し、情報セキュリティを図っている。情報セキュリティマネジメントシステムについては、平成25年3月にISO27001(ISMS)を取得している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、文教キャンパスに中央図書館、坂本キャンパスに医学分館、片淵キャンパスに経済学部分館が設置されている。

図書館資料の収集については、附属図書館委員会の収書専門委員会で、収集の方針や基準等を策定し公開している。特に、学生用図書については、シラバス掲載図書の網羅的収集、教員推薦図書や学生希望図書の募集及び学生による選書ツアーを実施して、系統的で利用者の要求に基づく蔵書構成を推進している。

平成26年5月1日現在、図書996,447冊(和書703,926冊、洋書292,521冊)、学術雑誌24,298種(和雑誌17,007種、洋雑誌7,291種)、視聴覚資料5,515タイトルを備えており、電子ジャーナルは22,167

種（和雑誌1,347種、洋雑誌20,820種）が利用可能である。また、データベースも学術文献情報を中心に新聞記事、百科事典等の検索が可能である。

中央図書館は、耐震改修工事を終えた平成25年4月に、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するとともに、教育改革に即した自学自習環境整備とアクティブ・ラーニング支援強化を目的として改修を行っている。明るい外観と閲覧席の増設、学生が議論しながら学習できるラーニングコモンズやグループ学習室、イベントができるギャラリー、留学生との英語交流企画等ができる多目的ルームの設置、モジュール科目の支援、飲食可能なアメニティゾーンの導入、情報検索を容易にするICTサイバー空間、レファレンスの充実、学生が憩いながら学べる場等を構築している。医学分館は、平成25年度に耐震改修が完了している。

附属図書館の利用状況は、中央図書館においては同館の入館者数が、平成23年度の34万9011人から改修後の平成25年度には41万2051人と18%程度増加しているほか、新たに設置したラーニングコモンズについても、改修工事以前に設置していたグループ学習室と比較すると、利用者が平成23年度1,763人から平成25年度7,926人と約4.5倍に伸びている。

附属図書館の有効な利用を促す方策として、キャンパス別や学部別に学生懇談会を開催してニーズの把握に努めており、学生からの要望に応じて、開館時間の延長、閲覧席の増設（約100席）、コンセント付閲覧席の設置、案内板への英語表記の追加、大型スクリーンによる情報発信等を行っている。また、新入生を対象に、必修科目である教養ゼミナールの中で、資料収集ガイダンスを実施している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

平成24年度に3キャンパスに整備したCALLシステム専用教室は、授業・自学自習用の語学用e-learningコンテンツを提供している。

また、e-learningコンテンツ開発支援室を設置したこと等により、e-learningシステムの利用者が急増し、平成25年度においては、621科目、学生約7,670人が157,000時間程度ログインし、授業及び自学自習で利用している。さらに、平成23～25年度にかけて、教員利用者が2.2倍に増加するとともに、ログイン時間数も3倍に増加しており、教員が学生の自学自習のためにe-learningシステムが有効であると判断していることが確認できる。特に、教養教育での平成23年度比に対する利用率の増加が顕著であり、コース数は2.4倍、教員のログイン回数、時間は3.7倍、6.7倍、学生のログイン回数、時間は5.2倍、5.7倍に急増している。

平成25年10月からLACSを導入し、平成26年5月の時点で27%の教員と56%の学生に利用されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学部新入生を対象としたオリエンテーションを入学式の際に行っている。教養教育に関するガイダンスでは、教養教育と専門教育の相違点を説明するとともに、全学モジュールの選択と適正な履修方法等の説明を行っているほか、学務情報システムの利用、図書館等学内施設の利用・活用の仕方等についても案内を実施している。また、専門教育のガイダンスでは、学生便覧及びシラバス等の資料を配布し、教育課程、学部・課程に応じた科目選択、単位取得、履修上の留意点等について解説を行っている。新入生に対

しては、入学時に学生生活等の手引としての『ばってんライフ』を配布し、大学生活を送る上で注意すべき点やサポート体制等を解説し、大学での生活に早く溶け込めるように配慮している。

1年次生全員を対象として実施する1泊2日の学外合宿研修に上級生も参加させ、学部教員やクラス担任とのコミュニケーションを促進する機会を設けている。また、上級生のピア・サポーターによる新入生を対象としたキャンパスツアーを実施しており、平成25年度は109人が参加している。

在学生については、それぞれの専門・専攻の分属等の際に、必要に応じてガイダンスを行い、学問的特色等を示した冊子の配布等において情報提供を行うほか、履修状況の確認及び卒業・修士修了要件等を説明している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関する学生のニーズは、主として学生委員会が全学生を対象として2年ごとに実施する学生生活調査によって、進路、就職を含めて入学・修学、学生相談体制等についての学生の理解度や満足度の把握に努めている。

学長と学生が直接話す機会を年に2回（「学長とのしゃべり場」及び「学長と卒業予定者との懇談会」）設けており、その際に学生から出された要望等や学生生活調査での自由記述による意見を学生生活調査専門委員会及び学生委員会で取りまとめ、支援改善事項として設定し、企画・実行している。学習支援に関する代表的事例としては、①保健学科学生の病院実習等における移動を容易にするため、高低差のある保健学科と病院の動線にエレベーターの設置（2機）、②学生からの意見を授業改善等に取り入れるため、教務委員会の下に「学生による教育改善のための協議会」の設置、③学生が自宅のパソコンで履修登録と成績閲覧ができるようにするため、NU-Webの充実、④坂本・片淵キャンパスへのCALLシステムの拡充・整備、⑤24時間自学自習ができるためのシステム整備等を行ってきた。

全学的に各教員がオフィスアワーをシラバスに記載し、e-learningシステムを用いた自学自習サポートと同時に学生からの相談等を受け付けている。

学生からの相談を受け付けるために、教職員及び学生を相談員とする「学生何でも相談室」を設置している。特に、新入生の支援システムとして、上級生が学生の目線で相談等にアドバイスするピア・サポート制度を、平成17年度から「学生何でも相談」に組み込んでいる。学長から委嘱を受けたピア・サポーターは、事前研修を受けた上で、履修相談、学生生活相談、新入生オリエンテーション支援等を行っており、平成25年度のピア・サポーター数は52人となっている。

学年（クラス）担任制、少人数担任制やチューター制度を設け、学部学生の生活相談及び履修相談を受けるとともに、学生支援協議会を設置し、相談内容の分析、対応策の検討、要支援学生の把握等、組織的な支援体制を整備している。また、平成25年10月からLACSを運用し、学生と教員のコミュニケーションの促進に役立てている。

平成26年5月現在、35か国444人が在学し、全学生の4.9%を占める留学生に対しては、国際教育リエゾン機構に専任の教員6人、ネイティブ職員（中国語3人・韓国語2人）及び英語に堪能な事務職員を配置するとともに、留学生指導主事（13人）及び留学生指導教員（159人）により全留学生を対象に面接（5～6月・11～12月）を実施し、留学生の生活・学習状況について指導・助言を行っている。

チューター制度を設け、留学生への生活・学習支援を実施しており、新規渡日の留学生に対して、留学

生の在籍期間により、最長1年間チューターによる支援を行っている。修学上の問題だけでなく、言葉が通じない、日本の大学に慣れていない、日本の生活習慣が分からないなど、生活上の様々な問題への支援も行っている。チューターを担当する学生は、指導教員の推薦により、同じ研究室から日本人学生又は在日期間が1年を超える留学生を選出している。同じ研究室から見つからない場合は、一般登録制度のチューターより選出している。

障害のある学生への学習支援について、例えば、入試においては、視力障害のある学生に対して、試験問題等の拡大を行うなどの措置を講じ、入学後は、必要に応じた学習支援を各学部で行っている。平成25年8月には、障害のある学生への円滑な修学に寄与することを目的として障がい学生支援室を設置し、全学的な支援体制を構築している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の部活動を組織的に支援するために学生支援センターを設置し、学生委員会と学生支援課が課外活動支援を行っている。平成25年度の公認学生団体は114全学団体、106学部団体あり、それぞれに顧問教員が助言・指導に当たっている。

学生が利用する課外施設については、学生委員会や学生支援課が施設の安全衛生面の点検を行い、計画的に体育施設及び課外活動施設の改修整備を行っている。また、学園祭、全国大会出場団体等への経済的援助を行っている。競技会、公演会等で顕著な業績を挙げた学生又は学生団体に対する表彰制度を設け、学長賞を授与している。平成21～25年度までの5年間で、芸術・スポーツに係る表彰実績は32個人、44団体、ボランティア活動や災害救助等の社会貢献活動に係る表彰実績は11件となっている。

平成19年度に文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に採択された「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」を、さらに発展させた「やってみゅーでスク（学生の自主的社会活動支援プログラム）」では、大学と地域とが協働して学生のボランティア活動を支援し、学生の人間関係力を醸成するとともに、併せて地域の活性化に寄与している。平成25年度の地域の応援団の組織は420団体、登録学生数は3,008人、ボランティア等への参加学生数は延べ1,164人であり、学生の社会活動を支援する重要なプログラムとなっている。平成25年度からは、新しい試みとして長崎ゆかりの著名人を招いての「賢人トーク」やボランティアを始めるに当たってのスタートアッププログラム等も実施している。また、当該大学が実施している「やってみゅーでスク」を、平成23年度から長崎市の委託事業（学生地域支援活動事業（U-サポ））として、市内6大学・短期大学へも拡大させて実施しており、長崎市が受けた外部評価において「A」評価を受けている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生生活調査では、生活支援に関する学生のニーズを把握することにも努めている。第12回（平成24年度実施）の調査は、回収率は70%を超えており、調査結果を基に全学学生委員会で要望等を検討し、実施可能な事項から対応している。また、「学長とのしゃべり場」「学長と卒業予定者との懇談会」でも意見の聴取に努め、その意見・要望も踏まえ、学生寮の建設や食堂の拡充等の計画が進められている。さらに、学生が主体となって実現したい「夢」を毎年募集して「夢大賞」を選定し、夢の実現に向けた支援を行っていたが、平成26年度からは、新たに「夢への架橋」チャレンジプロジェクトとしてニーズの掘り起こしを図っている。「夢大賞」の代表的なものとしては、福利厚生施設である食堂の狭隘化の改善策としての「ウッドデッキテーブルの設置」、課外活動団体の活性化としての「よさこい部（突風）」の立ち上げ等がある。

学生の各種相談は、学生支援センターの「学生何でも相談室」と保健・医療推進センターで受け付けている。保健・医療推進センターでは、カウンセラーの一元配置及び学部・研究科との連携を図る学生相談支援等協議会を設置している。

また、保健・医療推進センターに配置するカウンセラーを平成23年度に4名から7名へ増員し、学生の様々な悩み（学習関係、対人関係、家族関係、身体、メンタル等）に関する相談・助言体制を強化している。同センターでの平成23年度の精神面の相談件数は1,300件と増加している（平成22年度719件）。これは、カウンセラーの増員に伴い、学部等との連携が強化されたことが主な原因と考えられる。また、入学時の健康診断において、新入生全員を対象に保健・医療推進センター所属のカウンセラーによるメンタルヘルス健診を実施している。相談内容の多様化に対応するため、クラス担当教員のほかに各学部・研究科に学生何でも相談員（43人）を配置し、学生生活全般の相談を受け付けている。

ハラスメントに関しては、「長崎大学におけるハラスメントの防止等に関する規則」を制定してハラスメント防止委員会を設置するとともに、「ハラスメントに関する相談員」を28人指名し相談体制を整えている。

就職支援では、平成21年度から就職何でも相談室に学外のキャリア・アドバイザーを配置し、「就職何でも相談・模擬面接等」を実施している。また、全学就職委員会と学生支援課による「学内合同企業研究セミナー」（平成25年度参加企業139社、参加人数1,067人）の開催、求人やガイダンス等の登録・検索が可能な就職情報総合支援システム（NU-Naviシステム）の活用、就職活動に利用可能な東京事務所や長崎大学ラウンジ（福岡、東京、大阪及び広島）の整備・運営、就職活動支援プログラム（学生自主企画）への経済的支援、企業リクレーター向け大学案内『長崎大学は、今』や新入生のための『就職のしおり』の発刊等がある。なお、就職活動支援情報は、ウェブサイトに記載し、学生に周知を図っている。

留学生用宿舎として国際交流会館（160人収容）を提供している。平成22年度には、民間資金活用方式により、国際交流会館の一部として短期留学生用宿舎（4人シェア・84人収容）を新設するとともに、既存国際交流会館の増築・改修を行い生活環境の改善を行っている。

民間等の宿舎に入居する留学生には大学が入居時の住宅保証を行い、外国人留学生後援会（学内外の個人・団体の寄附金により運営）より家賃補助、不動産仲介手数料補助等も行っている。また、留学生には学生チューターを配置し、生活面でのサポートを行っている。さらに、留学生指導主事（13人）・指導教員（159人）により全留学生を対象に面接（5～6月・11～12月）を実施し、留学生の学習・生活状況の把握を行い、指導・助言を行っている。国際教育リエゾン機構においても相談・助言に応じるとともに、国際教育リエゾン機構ウェブサイトにて英語、中国語、韓国語により、留学生のための生活情報の提供を行っている。

長崎県下の行政、経済界、国際交流団体、大学等の21団体で構成する長崎留学生支援コンソーシアム

を平成 24 年度に設置するとともに、同コンソーシアムの下に、留学生の生活支援、就職支援等の入り口から出口までをワンストップで支援する長崎留学生支援センターを文教キャンパス内に設置し、長崎県下の諸団体と協働して支援を行っている。

障害のある学生の修学支援を行うため、平成 25 年 8 月に障がい学生支援室を設置し、組織的な対応体制を整えている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学金受給者は、第一種、第二種、併用を合わせて、平成 25 年度末現在で 4,596 人であり全学生の 51.0%となっている。大学を経由して募集する他奨学金等については、学生支援センターが情報提供や出願手続の支援を一元的に行っており、民間奨学団体の奨学金受給者 49 人、地方公共団体の奨学金受給者 86 人となっている。各種奨学団体奨学金を含めた奨学生は、全学生の 52.5 %である。また、平成 25 年度の大学院奨学金返還免除者は、第一種奨学金貸与終了者 168 人中 51 人であった。

授業料免除、入学料免除に関しては入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程を定めており、平成 25 年度の学部・大学院での授業料免除者は 2,100 人（全額免除者：前期 578 人・後期 508 人、半額免除者：前期 437 人・後期 577 人）で、申請者の約 73%に当たる。そのうち、社会人学生が 109 人、留学生が 225 人である。入学料については、学部・大学院で 38 人が半額免除（留学生 5 人）となっている。入学料の徴収猶予者は 23 人であった。

留学生には長崎大学外国人留学生後援会から家賃補助、不動産仲介手数料補助を実施している。大学独自の留学生を対象とした奨学金として、「葉国璽」私費外国人留学生奨学金」及び「前田小枝子記念奨学金」を、また、研究奨励金制度として、博士課程の学生で特別研究奨学生の名称を付与された者を対象とした「長崎大学研究奨励金」制度をはじめ、「長崎大学医学部奨学金」「長崎大学熱帯医学研究所奨学金」「長崎大学大学院工学研究科グリーンシステム創成科学専攻奨励金」「長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻奨励金」「長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程教育リーディングプログラム（熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム）奨励金」を設けており、大学独自の奨学金では、平成 26 年度において 166,960 千円の予算を確保している。

平成 26 年度には日本人学生の留学を支援するため「長崎大学海外留学生奨学金」制度を新設している。このような独自の研究奨励金制度をはじめ、学生に対する支援等に対して大学全体の授業料収入の約 13%を充当している。

なお、学生へ経済支援の情報を周知するため、各学部・研究科の掲示板に情報を掲示するとともに、ウェブサイトにも「経済支援」のページを設けている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生が主体となって実現したい「夢」を毎年募集して「夢大賞」を選定し、夢の実現に向けた支援を行っていたが、平成 26 年度からは新たに「夢への架橋」チャレンジプロジェクトとしてニーズの掘り起こしを図っている。
- 入学時の健康診断において、新入生全員を対象に保健・医療推進センター所属のカウンセラーによ

るメンタルヘルス健診を実施している。

- 大学独自の資金による奨学金制度が充実している。

【更なる向上が期待される点】

- 主体的学習促進支援システム（LACS）により、教員と学生の連絡、準備学習課題・復習課題の提示、課題遂行結果やレポートの提出などをオンラインで行うことを可能とし、履修登録、成績の入力管理、e-learning システムの映像提供、出席管理等の機能も持たせている。またCALLシステムにより自主学習用のコンテンツを提供しており、LACS及びCALLによる e-learning システムによる自主学習支援の向上が期待できる。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教学担当理事を委員長として、各学部・研究科で教務を担当する副学部長又は副研究科長を委員とする教務委員会が、大学全体の教育の質を保証し、教育の質の改善・向上について責任を持ち、その下に置かれた評価・FD教育改善専門部会と教養教育実施専門部会が教育改善、FD及び授業評価の実施に係る企画・運営に関する専門的な事項を審議している。

「学生による授業評価の実施に関する申し合わせ」に基づき、大学教育イノベーションセンターに置かれた教育改善部門が、教務委員会が作成した要項に従って学生による授業評価を実施し、授業や学習成果等に関するデータを収集、分析、蓄積し、教務委員会及び各学部・研究科に対してその結果を提供している。同センターには、平成26年度に教学IR部門が設置され、データに基づき学習成果に関する研究を行うとともに、その業務を引き継いでいる。

教務委員会は大学教育イノベーションセンターから提供された分析に基づき、教育内容、教育方法について、評価・FD教育改善専門部会と教養教育実施専門部会を中心に検討して、教養教育を中心として全学的な対応について検討、改善方法の提案を行っている。また、各学部、研究科においては、教務委員会、評価委員会、FD委員会等において、同センターから提供された情報を基に改善方法を検討し、改善を実施し、その成果は教務委員会を通じて全学的に共有されている。

これらの活動によって、モジュール科目の運営に関する改善、アクティブ・ラーニングの効果の向上が図られている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的に継続的に適切な形で活かされているか。

授業に対する学生の意見を聴取するために、「学生による授業評価」実施要項に基づき授業評価を実施している。授業評価は、平成23～25年度の3年間で各教員の担当科目を網羅することとしており、選択式の回答と別に自由記述欄を設け、学生からの意見や感想を記述できるようにしている。授業評価の結果は教員へフィードバックされ、担当教員のコメントを付けて、外部を含めて公表している。このフィードバックによる授業の工夫点・改善点の一例を挙げると、アクティブ・ラーニングの導入、ディベートの導入、e-learningシステムによる自学自習の促進、單元ごとの小テストの実施及び成績評価への反映、プレゼン

ーション及びピア評価の導入等である。平成26年度からも同じく3年間で授業評価を実施することとしている。全学モジュール科目については、教養教育実施専門部会にモジュール科目検討ワーキンググループを設置し、学生による授業評価の集計結果やモジュール・フォーラムの検証と併せて改善への検討を進めている。さらに、平成24年度から新しい教養教育を開始したことから、教養教育の全学モジュール科目と外国語科目において授業公開を行い（平成25年度345科目等）、教員によるピアレビューの結果を授業担当者にフィードバックしている。

教務委員会の下に各学部の学生代表を構成員とする「学生による教育改善のための協議会」を設け、教育に対して学生たちが議論する場を作り、平成25年度においては4回実施している。同協議会の意見を基に、全学FD「学生とともに進める教育改善」で教員との意見交換を行っている。さらに、同協議会の学生の企画で全学モジュール科目に関する学生調査を行い、学長との意見交換で提示している。

2年に1度実施する学生生活調査においても修学に関する設問を設け、集計結果を自由記述欄の意見と併せて教務委員会等へ報告するとともに、意見への対応状況についてはウェブサイトで公開している。

教員の意見の聴取に関しては、連絡調整会議、教務委員会等での意見聴取を行い、規則や方針等を決定するようにしている。例えば、大学院学生が少ない学部・研究科の要望に基づき、優秀な学部学生にアクティブ・ラーニングを取り入れた授業において教育補助業務を行わせるSA制度を平成26年度から導入している。また、教職員の意見聴取については、大学運営に関する特定の方針を策定するに当たり教職員に意見等を広く求める「学内パブリックコメント」や、更なる発展・改革につなげるため、実施責任者を学長、実施担当者を理事・副学長とした意見投稿システムを平成25年度に構築し、運用している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

長崎県教育委員会との協議会、高大教員による教育懇談会、高大連携推進委員会等を継続的に開催し、高校生公開講座の単位を長崎大学入学後の単位として認める制度を策定するなど、教育の改善に活用している。

このほか、学部・研究科においては、学外者による運営協議会や後援会等を設置し、国家試験等の合格状況、卒業・進学者の状況をはじめ、教育の内容等について意見交換等を行い、教育課程の改正、実習計画の見直し、新たな授業科目の新設等、教育の質の改善や向上に反映させている。また、自己点検や外部評価又はJABEEを受審している学部・研究科にあつては、意見や評価結果に基づき、学部・研究科の教務委員会等において、改組の検討、入試改革、カリキュラム改革等、教育の質の改善等に対応している。中でも、博士課程教育リーディングプログラムにおいては、外部有識者会議を開催し、また、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」を展開する国際健康開発研究科においては、アドバイザーボードメンバーと意見交換等を行い、世界の第一線で教育研究活動を行っている研究者の意見により、教育プログラムの質の改善、ネットワークの拡大（ベルギー：アントワープ熱帯医学研究所外3機関）、インターンシップ機関の拡充（WHOラオス、UNICEFケニア外12機関）等、具体的な成果を上げている。

平成25年8月に実施した修了生や就職先企業を対象としたアンケートによれば、語学教育、最先端教育の充実に対する要請が読み取れる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

大学教育イノベーションセンターに教育改善部門を設け、FDの在り方の追究や国内外の大学の動向及び全国の実施状況等の調査を行っている。全学FDに関しては、「FDに関する指針」に基づき、同センターが内容や時期を企画立案し、評価・FD教育改善専門部会及び教務委員会で実施案を承認した後、教務委員会主催で実施している。具体的には、新任教職員のウェルカムFD、教育改革シンポジウム、夏季休暇中のサマーワークショップ及び年度末のスプリングワークショップを毎年度実施している。

このほかに学内共同教育研究施設等により授業改善や教員の教育活動等のための機能的なFDが企画され、教務委員会の承認を得て全学FDとして実施している。特に、外国語科目に関する小委員会が企画するFDには教養教育の外国語担当非常勤講師の参加を義務付けている。さらに、学生による教育改善のための協議会の学生と評価・FD教育改善専門部会の教員が協働して行うFDも実施している。

全学FDでは、実施したFDの検証及び改善を目的として、開催の都度、フィードバックシートにより参加者からの意見をまとめ、FD報告書を作成し、教務委員会等に報告した上で大学教育イノベーションセンターのウェブサイトで公開している。

教養教育のモジュール科目におけるアクティブ・ラーニングの方法の本格的な導入を効果的なものとするために、その充実に向けて、各モジュールにおける授業の工夫や反省点・問題点等を教職員で共有することを目的として、平成24年9月から『全学モジュール・ニュース』を定期的（第2・第4月曜日）に刊行している。さらに、アクティブ・ラーニングに関するFDを、平成23年度から、事例研修を中心に継続的に開催するとともに、教育改革シンポジウム「アクティブ・ラーニングの勘所」（平成24年度）、「アクティブ・ラーニングを促進するスペース活用」（平成25年度）、「主体的な学びを促進する支援環境について考える」（平成25年度）等を開催している。

各学部・研究科は、全学FDのほかに、目的や受講対象者を絞り込んだ部局FDを当該学部・研究科教員を対象に実施している。部局FDについては、各学部・研究科のFD委員会等が企画立案の上、実施後は活動報告書をまとめ、全学の評価・FD教育改善専門部会で実施状況を報告している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者のうち事務職員については、「長崎大学事務系職員SD研修の基本フレーム」に基づき、学務、学術・情報、国際交流関係等の研修に参加させ、職務の遂行に必要な能力及び資質の向上を図っている。技術職員については、九州地区国立大学法人が協力して行う研修に参加させ、多岐に分かれている職務に関する高度な専門的知識及び技術を習得させることで職員の資質向上を図るとともに、平成24年度に発足した九州地区大学等技術研究協議会に参画し、研究会を開催するなど、技術職員の技術補完を推進している。さらに、所属する学部・研究科等においても、独自の技術研修を実施している。平成25年度における教育活動の質の向上を図るための研修への教育支援者の参加実績は、15回82人となっている。

教養教育のモジュール科目や英語科目においては、学期が始まる前に大学教育イノベーションセンターの教員が講師となり、TAに対して、教育補助者としての心構え、意識改善や学習支援の在り方、学習支援及び教授支援の具体例を組み込んだ研修を行い、その能力の向上を図っている。例えば、平成25年度教養教育においては、5回のTA研修を実施し、延べ151人が参加している。さらに、担当教員とTAとの

長崎大学

面談も行い、授業での役割の確認も行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教務委員会の下に各学部の学生代表を構成員とする「学生による教育改善のための協議会」を設け、教育に対して学生たちが議論する場を作り、同協議会の意見を基に、全学FD「学生とともに進める教育改善」で教員との意見交換を行っている。
- アクティブ・ラーニングに関するFDを事例研修を中心に継続的に開催し、教育の質の向上を図っている。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成25年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産108,908,270千円、流動資産19,462,122千円であり、資産合計128,370,392千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債40,948,797千円、流動負債16,744,462千円であり、負債合計57,693,259千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金2,755,077千円及び長期借入金25,808,002千円の用途は大学病院再開発工事及び大学病院設備整備であり、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき、病院収入から計画的に返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務1,046,911千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、病院収入、外部資金等で構成している。

平成21年度からの5年間における状況から、学生納付金収入及び病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22～27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、財務委員会、教育研究評議会、経営協議会の審議を経て役員会で決定してい

る。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用50,362,104千円、経常収益50,519,610千円、経常利益157,506千円、当期純利益2,315千円であるが、目的積立金112,699千円を取り崩すことにより当期総利益115,015千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金4,109,457千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、「学内予算配分基本方針」を財務委員会、経営協議会での審議を経て、役員会で決定した後、具体の配分方法を定めた「予算配分骨子」等を策定し、同様の会議での審議を経て決定している。

また、重点高度化経費や学部・研究科等教育研究推進経費を設け、「病院予算の独立」を実施するなど、学長のリーダーシップ等に基づいた機動的な対応を可能にする体制整備が進められている。

さらに、施設・設備に対する予算配分については、各キャンパスごとにマスタープランを策定し、計画的な予算配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、経営協議会等で議論された後に役員会にて決定し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事監査については、監事監査規則等に基づき、監事が年度ごとの監事監査計画を策定し、監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直轄の独立性を有する監査室が内部監査規程に基づき、年度監査計画書を策定の上、業務全般の監査を実施している。

また、効果的・効率的な監査を実施するため、学長、監事、会計監査人、監査室で構成する四者協議会と、監事、会計監査人、監査室による三様監査連絡会を定期的で開催し、相互の情報を共有し意見交換を行うことで連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営のための組織は、学長、理事6人及び監事2人の役員のほかに執行部として、大学運営の諸課題に適切に対応するため、副学長12人（うち4人は理事が兼務）を置き、認証評価、教務、地域連携、福島復興、グローバル人材育成、広報、情報、学生、入試、研究企画、産学連携及び環境・施設、男女共同参画の12部門を分担させている。なお、学長及び理事で構成する役員会が最終的な意思決定機関であり、毎月1回定例開催している。役員会のほかに経営協議会、教育研究評議会、連絡調整会議、役員懇談会、全学委員会を置き、連絡・調整を図りつつ、それぞれ定期的に開催している。また、学長を中心とした戦略の策定及び遂行を機動的に行うため、役員懇談会及び学長・副学長会議を設置し、週1回開催することにより、大学運営の重要事項について、学長、理事及び副学長による意見交換・議論が十分かつスピーディーに行われる体制を整備している。

学長のリーダーシップを発揮する体制としては、懸案事項ごとに学長が直接諮問する外部有識者を含むワーキンググループを設置し、取りまとめられた答申等を大学運営に迅速に反映させている。大学運営に反映させた代表的な事例としては、大学病院改革、教養教育改革、新学部設置等が挙げられる。平成22年度に設けた学長による部局長指名制度では、管理運営の分野で優れた人材を年俸制適用者等として雇用するなど、学長主導のガバナンス体制を強化している。また、学長直轄の組織として、計画・評価本部、国際連携研究戦略本部、産学官連携戦略本部、広報戦略本部、研究推進戦略本部及び国際教育リエゾン機構を置き、学長がリーダーシップを発揮するためのサポート体制を整えている。

全学委員会は、理事及び副学長が委員長を務めており、執行部の方針を委員会の議論に反映させている。また、連絡調整会議を設け、学部・研究科等間の連絡調整を行っている。

事務組織は、非常勤職員を含め約980人からなり、事務局に総務部（56人）、研究国際部（39人）、財務部（54人）、学生支援部（55人）、施設部（43人）及び学術情報部（73人）を置くとともに、病院事務部（247人）、学部・研究科等の教育研究を支援する事務部（413人）を置いている。なお、文教地区においては、法人化後の業務の専門化・高度化及び事務職員の削減の対応等のために、文教地区の各学部・研究科にあった事務部を平成26年度に一元化している。

危機管理等に係る体制は、大学運営に支障を来すことが想定される危機事象に迅速かつ適切に対処し、学生、教職員等の安全確保を図るため、危機管理体制、対処方法等の必要な事項を危機管理規則、危機管理体制に関する要項等により規定している。危機管理体制に関する要項には、想定される危機事象の例、緊急時の危機管理に係る対応図、緊急時の連絡先一覧、全学又は各学部・研究科等で作成されている個別の危機事象に対応する関係の規則、マニュアル等を具体的に示している。また、危機管理に関する研修会を毎年1回実施しており、日常的な危機管理体制の充実に努めている。

法令遵守や研究者倫理等に関しては、研究者行動規範をはじめ、不正使用・不正行為防止策として関係規程等を整備している。また、生命倫理等への取組についてはヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則等、安全衛生管理等への取組については安全衛生管理規則等を整備している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員の意見等については、教育研究評議会、教授会、全学委員会等の各種会議の場で意見等の集約を

行っている。また、学長室、部局運営会議等の体制を整備し、教職員や学外関係者の意見等を管理運営に反映させている。

さらに、大学運営に関する特定の方針を策定するに当たり教職員に意見等を広く求める「学内パブリックコメント」や、大学の更なる発展、改革等につながる意見を教職員から広く求める「意見投稿システム」を整備し、管理運営に関する意見等を聴取している。

学生の意見等については、「学長とのしゃべり場」や「学長と卒業予定者との懇談会」により、学長と学生が自由に意見交換する機会を設け、学生の意見、要望等を聴取している。また、学生生活調査を実施し、学生の多様なニーズの把握と改善事項の達成状況の検証を行っている。

また、経営協議会の外部有識者である 10 人の学外委員からの意見等に対し、例えば、有期雇用職員の常勤化、医師の処遇改善、事務の効率化等、意見に対する改善策を検討し、同会議で再度意見交換を行い、取組状況をウェブサイトで公開するなどして、大学運営の改善につなげている。各学部・研究科においても、学外者からの意見聴取や外部評価を行い学部・研究科運営に役立てている。このほか、全学同窓会を設立して、各学部の同窓会長等からの提言を受け入れる機会を設けている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、国立大学法人法、監事監査規則等に基づき、年度に係る監査計画を策定し、事業年度の業務及び会計について、監査を実施している。

業務監査は、役員会、教育研究評議会、経営協議会等の重要な会議に出席するほか、理事や副学長から意見を聴取するとともに、中期目標・中期計画、年度計画、業務実績報告書等の重要な書類を閲覧して、業務の実施状況等を調査した上で、各学部・研究科等から意見を聴取している。意見の聴取後は、財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学ガバナンス体制等についても、他大学の状況との比較も含め監事監査意見報告書としてまとめている。平成 25 年度の同報告書については、第 1 部に「大学運営全般に関する監事意見」として、①法人経営、執行体制、ガバナンス、②教育の質保証への教育改革、③研究力の再構築、産学連携の強化、④大学の国際化戦略とグローバル人材の育成、⑤大学病院経営の良好な経営実績の維持発展、⑥更に学生に向き合う大学への改革、⑦筋肉質の大学運営へ、と題して、第 2 部に「部局運営に関する監事意見」と題して、詳細に分析した上で取りまとめ、学長へ進言するとともに、学内会議等で報告している。

監事による監査結果を適切に業務改善へつなげた代表的な事例としては、①部局運営ガバナンス改革として、教授会の外に学部長又は研究科長及び副学部長又は副研究科長等で作る運営委員会の設置を提言、②学生の TOE I C 卒業時目標の設定、進級認定の設定を提言、③平成 26 年 4 月新設の多文化社会学部において「龍馬コース」（グローバル人材レベル（TOE I C 750 点以上）の教育スキーム）の設置を提言、④教務委員会委員に各学部・研究科の教務担当副学部長・副研究科長の任命を提言、⑤医学部教育システムの改革を提言、⑥医学部入試の個別試験科目の変更（「理科 3 科目課す」を「理科 2 科目課す」）を提案、⑦学修時間向上のため、全授業でタスクを課すことを提言、⑧学生生活調査の頻度をアップさせて調査結果に誠実に対応すべきことを提言等が挙げられる。

会計監査は、毎月の月次決算報告書や関係書類の確認及び関係者からの意見等の聴取を行い、監査室と連携し、その監査方法及び結果の報告を受け、また、会計監査法人による決算監査の報告を受けて、財務諸表及び決算報告書の確認を行い、学長に監査結果を報告するとともに、文部科学大臣に意見を申し述べ

ている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしているとは判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務系職員の育成理念を定め、それに基づく人材育成を行っており、研修については、長崎大学事務系職員SD研修の基本フレームに沿って管理職層研修、担当職務実務研修、実務層・若手職員研修、自主企画研修を継続して実施している。平成25年度においては管理職層研修1回1人、担当職務実務研修13回30人、実務層・若手職員研修9回58人、自主企画研修2回8人が参加している。

このうち自主企画研修については、平成22年度から職員自らがスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）研修を企画・立案・実施を行う「事務系職員SD研修支援事業」として学内公募での研修も実施しており、職員の企画立案能力及び事業進行管理能力を養成している。さらに、時代の要請の変化やアンケート結果に基づき、英会話学校を利用した英語研修を取り入れるなど、研修内容についても改善、充実を図っている。特に、グローバル化への対応を主眼にした海外教育研究拠点（ケニア、ベトナム）業務全般への理解を深め、拠点における基礎的な事務処理の方法等を現地で経験をさせる実地研修（1～2週間）を行っている。また、国立大学法人等が協力して行う学外の研修にも積極的に参加しており、平成25年度においては66人が参加している。

人材育成の一環として、若手職員を中心に文部科学省、日本学術振興会等の外部機関との人事交流も行っており、毎年度20人程度の事務職員を outward させるとともに、海外教育研究拠点（ケニア、ベトナム）にもそれぞれ1人（3年）を派遣し、国際的な管理運営に関わる資質の向上を図っている。

さらに、自発的な能力開発を促す人材育成のため、事務系職員に対し人事評価を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているとは判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学の活動の総合的な状況については、計画・評価本部規則に基づき、学長を本部長とし、理事、副学長、事務局長及び事務局の各部長を構成員とする計画・評価本部を設置し、同本部が、国立大学法人評価委員会が行う評価（以下「法人評価」という。）及び大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）に対する自己点検・評価を含む各種評価に関する業務を行っている。さらに、教育、研究、社会貢献、大学運営等の諸活動に関するデータ等を「評価基礎データベースシステム」に蓄積し、全学基礎データ及び教員等基礎データとして自己点検・評価に活用している。

大学の活動の総合的な状況に関する評価については、法人化後、点検及び評価に関する規則を定め、法人評価（第1期／平成16～21年度、第2期／平成22～24年度）、認証評価（平成19年度）及び教職大学院認証評価（平成24年度）について、具体的には「計画・評価本部」を意思決定組織として、自己点検・評価を実施している。計画の策定、評価基礎データベースシステム等を活用した自己点検・評価から、全学委員会と協力した改善を繰り返すことによりPDCAサイクルを回している。特に、法人評価については中期計画に対する行動計画を策定するとともに、年度計画については年3回（9月、1月、4月）の進捗管理を行うことで確実な計画の実施に努めている。

また、学部・研究科等の状況については、点検・評価に関する規則に基づき、自己点検・評価、第三者

評価、外部評価及び評価結果に基づく改善等に対応するため部局評価委員会を設置し、自ら定める評価基準等により自己点検・評価を実施するほか、第三者評価又は外部評価を実施し、学部・研究科等各種委員会や教授会へフィードバックすることにより教育研究、管理運営等の改善に役立て、教育等の質の改善・向上を図っている。評価結果は、冊子体又は各学部・研究科等のウェブサイトで公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

法人評価については、平成20年度に平成16～19年度までの暫定評価を受け、平成22年度に平成20、21年度を加えた第1期中期目標期間評価を受けている。第2期中期目標期間においても、毎年度（平成22～24年度）法人評価を受けている。また、平成19年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受けるため自己点検・評価を行い、平成24年度には教員養成評価機構による教職大学院認証評価を受けるため自己点検・評価を実施し、基準を満たしていると認定された。

さらに、学部・研究科等においても第三者評価及び外部評価を実施している。特に、工学部及び水産学部においては、JABEEによる技術者教育プログラム認定審査を受審・認定され、教育の国際通用性の担保に努めている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価の結果で評価の低いもの、改善の必要なもの等（以下「改善事項等」という。）については、計画・評価本部会議において改善方策等を検討し、担当理事・副学長及び事務局担当部課等に対し改善策の策定を指示している。また、改善事項等が学部・研究科等に該当する場合は、全学委員会等に検討を依頼している。改善等の指示を受けた担当理事・副学長及び事務局担当部課等は、対応スケジュール等を策定するとともに、指定された期限までにその改善状況を計画・評価本部へ報告し、最後に、「計画・評価本部」会議において改善状況等を検証することにより、教育の質の向上・改善につなげている。

平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果では、病院において患者の個人情報が入った電子媒体等を紛失した事例に対し、個人情報保護に関するリスクマネジメントが求められ、個人情報保護に関する誓約書等に関する実効性の高い規定等を整備するとともに、各診療科等に個人情報管理責任者を置き、規定等の周知徹底、毎月1回の院内ラウンドの実施等、情報セキュリティ対策を強化している。さらに、全学的な取組として、外部へのUSB等の持ち出し等が防止できるオンラインストレージサービスを開始している。

平成24年度の教職大学院認証評価の評価結果において、問題点として指摘された事項については、改善策、実施方法、実施時期等について報告を求めるとともに、改善状況を確認している。また、平成19年度に受審した認証評価の評価結果において、「改善を要する点」として指摘された入学定員超過率の高低への取組については、担当副学長が委員長を務める大学院入試協議会で検討を重ね、「大学院入試における定員管理の考え方について」を平成21年9月に教育研究評議会で決定し、全学的に取り組むことで改善している。そのほか、自己点検・評価結果における「改善を要する点」についても併せて改善している。

平成26年度の認証評価を受審するに当たり実施した自己点検・評価において、卒業（修了）生及び企業に対するアンケートの実施が不足していると判断している。この評価結果を受けて、同アンケートを2年に1度実施することを決定し、現在2年に1度実施している学生生活調査と交互に実施することで、学

生の意見等を教育の質の向上・改善に役立てるとともに、学習成果の把握に努めることを決定している。

学部・研究科等においては部局評価委員会等が評価結果を検証し、改善につなげている。例えば、J A B E Eの受審を通じて改善が行われるなど、評価結果を受けて改善のための取組がなされている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 監事監査においては、学部・研究科等を訪問しての監査及び全理事との個別面談の実施等、精力的な監査を実施しており、その結果に基づく監事の意見は、大学ガバナンス体制等をはじめ教育研究や部局運営等に及んでおり、当該大学の運営全般の改善等に大いに寄与している。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

基本規則に定めた大学の目的、また、基本規則を踏まえ、学士課程及び大学院課程の目的を理念、基本目標及び中期目標・中期計画とともにウェブサイトで学内外に公表するとともに、大学概要、学生便覧等により構成員に周知を図っている。さらに、各学部・研究科の目的については教育目標及び理念とともに、学部ウェブサイトや学生便覧等により構成員に周知を図り、社会に対して公表している。

特に、新入生に対しては、学生便覧等に学部・研究科規程を記載し、入学時のオリエンテーション又はガイダンス等において、当該学部・研究科の目的及び目標の周知を図っている。また、年度当初に新任教職員を対象に行われるウェルカムFDの際、当該大学が目指す教育、研究、社会貢献等について、学長による講話を実施している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学及び各学部・研究科の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、ウェブサイトの「大学の教育情報の公表について」から公開し、周知を図っているが、必ずしも統一的な方式にはよっていない。入学者受入方針については、入学者選抜要項や学生募集要項で明示し、入学志望者等に周知を図っている。さらに、各学部・研究科ごとの教育課程の編成・実施方針、学位授与方針については、学部・研究科の学生便覧等にも掲載し、学生及び教職員に周知している。

これらのことから、必ずしも統一的な方式にはよっていないが、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価の結果については、ウェブサイトの「計画・評価本部」に、同法 113 条に規定される教育研究活動については、ウェブサイトの「研究者総覧」「教員個人業績」等で公表している。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される教育研究等の活動状況については、ウェブサイトの「大学の教育情報の公表について」で公表している。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条第 1 項及び同法施行令第 12 条第 2 項に規定される組織、業務、財務等の情報については、ウェブサイトの「法定公開情報」で公表している。

大学全体の刊行物として主なものは大学概要、大学案内、広報紙『CHOHO』であり、当該大学の教

育研究活動に関する情報を広く社会に発信している。

各学部・研究科等の教育研究活動等に関しては、ウェブサイト及び刊行物により、強み・特色等を広く社会に公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 長崎大学

(2) 所在地 長崎県長崎市

(3) 学部等の構成

学部：多文化社会学部，教育学部，経済学部，医学部，歯学部，薬学部，工学部，環境科学部，水産学部

研究科：教育学研究科，経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科，医歯薬学総合研究科，国際健康開発研究科

附置研究所：熱帯医学研究所，原爆後障害医療研究所
学長直轄組織：計画・評価本部，国際連携研究戦略本部，産学官連携戦略本部，広報戦略本部，研究推進戦略本部，国際教育リエゾン機構

関連施設：病院，附属図書館，保健・医療推進センター，先端生命科学支援センター，ICT 基盤センター，大学教育イノベーションセンター，先端計算研究センター，言語教育研究センター，核兵器廃絶研究センター，学務情報推進室，やってみゅーでスク，男女共同参画推進センター，先端創薬イノベーションセンター，地域教育連携・支援センター，障がい学生支援室，福島未来創造支援研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 7,623 人，大学院 1,528 人

専任教員数：1,159 人

助手数：2 人

2 特徴

本学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献するという理念を実現するため、「地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続ける」ことを基本目標として掲げ、教育・研究の高度化と個性化を推し進めてきた。

以下に本学の特徴的な取組を挙げる。

(1) 教育における特色

○教養教育改革（モジュール方式の採用）

現代社会が直面しているテーマの下、8-10 科目を一括りの科目群（モジュール）として学生に提供し、アクティブ・ラーニングを全面導入することで、探求能力や批判的能力を育成できる教育体制を整備した。

○英語教育改革（言語教育研究センターの設置）

外国人教員 7 人を含む 13 人体制による言語教育研究センターを設置し、入学から卒業までの全学的な英語教育のマネジメントを行い、授業の質を保証する体制を整備した。

○多文化社会学部の設置

高度の英語力と専門性を兼備し国際的に活躍できる人文社会系グローバル人材を、従来にない特色的かつ斬新な教育を通して先駆的に育成することを教育目標とした新学部を平成 26 年 4 月に設置した。

○リーディング大学院の設置

熱帯病・新興感染症の制御に取り組むため、医歯薬学総合研究科に「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー

養成コース」を設置し、グローバルな視点で国際リーダーとして活躍できる人材を育成するための大学院教育を展開している。（平成 24 年度博士課程教育リーディングプログラム公募事業に採択）

○熱帯医学・グローバルヘルス研究科の設置

世界トップレベルの大学院と連携し、熱帯医学校を創設することで、ケニア等の熱帯地域・開発途上国におけるフィールド研究を強化し、WHO 等国际機関における熱帯医学を含むグローバルヘルス専門家を育成するため、医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻、国際健康開発研究科国際健康開発専攻を改編・統合し、新たに熱帯医学・グローバルヘルス研究科を設置する。

○3 大学（千葉，金沢，長崎）予防医科学共同大学院（仮称）の設置

3 大学の強みを糾合し、新しい予防医科学を創生することで世界の保健医療に貢献する臨床医研究者等を育成する「3 大学予防医科学共同大学院（仮称）」を設置する。

○その他

①社会のニーズに柔軟に対応するため、工学部を平成 23 年 4 月に 7 学科を 1 学科 6 コースに改組するとともに、教育学研究科についても、平成 26 年 4 月に教科実践専攻を廃止し、教職大学院に一本化した。

②学部教育及び大学院教育において、文部科学省の「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等にこれまで計 29 件採択され、教育改革を継続して推進している。

(2) 研究における特色

○グローバル COE プログラム

「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」においては、海外拠点機能を基盤に国内外で教育研究を推進した。この成果に基づき、「卓越した大学院拠点形成支援補助金」の支援対象に選定され、世界に活躍できる研究者を輩出できる環境づくりを開始した。また、「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」においては、海外拠点を活用し、途上国現地での感染症研究と人材育成を引き続き展開している。

○アフリカ海外教育研究拠点

「サトレップスプロジェクト（JICA-JST）」、「草の根プロジェクト（JICA）」等、医学関連事業に加え、工学・水産学領域におけるケニア国立マセノ大学との共同事業「水純化及び水産資源開発プロジェクト」（ケニア環境省の指定事業に選定）を新たに展開している。

(3) 社会貢献における特色

○福島県復興支援

福島県初の帰村宣言をした川内村に「復興推進拠点」を設置し、被ばく医療に詳しい教員、保健師及び事務職員を同村に常駐させ、放射線影響調査や住民の健康管理を、さらに、健康、医療、福祉、教育等の包括かつ具体的な支援と協力を行うため、学内に「福島未来創造支援研究センター」を設置し、川内村復興支援を展開している。

○核兵器廃絶研究センターの設置

ヒバク大学における核兵器廃絶に向けた教育研究のコア及び地域のシンクタンクとしての役割を担うべく、核兵器廃絶研究センターを新たに設置し、活動を展開している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 本学の理念、設置目的

本学の目的・基本方針等は、平成12(2000)年2月24日評議会決定の「長崎大学・大学改革案—長崎大学が21世紀に目指すもの—」を基点とし、平成16(2004)年4月1日の国立大学法人長崎大学設置に伴い、これを発展させる形で国立大学法人長崎大学基本規則及び長崎大学中期目標として明示しているところである。

(1) 大学の理念

長崎大学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する。

(2) 大学の設置目的

上記の理念に基づき、教育研究の高度化及び個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な知の情報発信拠点であり続けるとともに、地域及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成する。

(学士課程の目的：長崎大学学則)

国立大学法人長崎大学基本規則第3条に規定する理念に基づき、実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

(大学院課程の目的：長崎大学大学院学則)

国立大学法人長崎大学基本規則第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2. 各学部・研究科における教育理念

全学的な理念や各学部・研究科の歴史によって培われてきた個性を基礎として発展させた各学部・研究科の教育理念が、長崎大学ホームページにて公表されている。

【<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/faculties/index.html>】

(多文化社会学部)

多文化社会学部は、人文社会系学部の学士課程教育における専門性を担保しつつ、グローバル人材の基盤的資質としての語学力・コミュニケーション能力とジェネリックスキルの涵養に重点的に取り組む。

(教育学部)

本学部における教育理念は、人間形成に関わる専門的学術の研究を通して高度な学識と豊かな人間性及び実践的な指導力を備えた専門的教育者を育成することである。

(経済学部)

本学部は、「グローバルな視野を持って現代の経済・経営の諸問題を解決できる実践的エコノミストの養成」を教育理念として、グローバル化が進む現代経済社会の諸問題を解決し、社会の調和的発展に貢献する能力を持つ人材の育成を目指している。このような人材は、広い教養や経済・経営に関する知識をもち、問題解決とその結果の伝達に関する知的技術を身に付け、これら知識と技術、さらに創造的思考を組み合わせ、問題を論理的に俯瞰し、主体的に解決できる能力を備えた人材である。

(医学部医学科)

長崎大学医学部医学科の開祖ポンペ・ファン・メールデルフォールトは、長崎において、日本で初めて患者を主体とした医療を実践し、わが国の近代西洋医学教育を創立した。本学科は、ポンペの言葉「医師は自らの天職をよく承知していなければならぬ。ひとたびこの職務を選んだ以上、もはや医師は自分自身のものではなく、病める人のものである。もしそれを好まぬなら、他の職業を選ぶがよい。」を建学の基本理念とし、深い医学知識と豊かな創造性、高い倫理観を身につけた医師及び医学者を育成することを目標としている。

(医学部保健学科)

生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養を備え、高度な専門的知識・技能を修得し、広く社会に貢献できる資質の高い医療専門職を育成する。

(歯学部)

基本的教養と幅広い歯科口腔医学専門知識を習得し、今後の歯科口腔医学、歯科口腔医療を切り開く国民の目線に立った歯科医師及び研究者を養成する。

(薬学部)

「ヒトの健康を目指して」の標語のもと、医薬品の創製、医療、健康・環境に関する基礎及び応用の科学を教育、研究すること、並びに「くすり」の専門家として社会的使命を遂行し得る人材の養成を以て社会に貢献する。

(工学部)

アジアの鼓動響く街長崎で、知と心と工学センスを育み、未来を拓く科学技術を創造することによって、社会の持続的発展に貢献する。

(環境科学部)

人間と環境の調和的共生という人類史的な課題に対し、自然と人間との調和を踏まえた自然環境の保全と持続可能な人間社会の創造・実現に寄与する。

(水産学部)

長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、水産科学を学習・創造することによって、地域や海外を含めた社会の調和的発展に貢献する能力と資質を修養する。

(教育学研究科)

深い専門知識と技能を授けることにより、創造性豊かな研究能力と高度な教育実践力を備えた人材を育成する。専門職学位課程（教職実践専攻）の教育研究上の目的は、教職に関する高度で専門的な知識と能力を習得し、学校教育において優れた実践能力と資質を備えた人材を養成することである。

(経済学研究科)

博士前期課程は、実践的問題の解決とその研究に志向する「高度専門職業人の育成」を理念とし、深遠な問題を追究する研究能力の育成、並びに幅広い体系的知識の教授と応用力の涵養によって、経済社会の発展に資することを教育研究上の目的としている。

博士後期課程は、合理的で迅速な意思決定能力を身に付けた、トップマネジメントに代表される組織のリーダー、あるいはその候補者などの育成を理念とし、必要な意思決定能力の涵養、並びに十分な研究能力の育成によって、経済社会の発展に資することを教育研究上の目的としている。

(工学研究科)

自然と共生し、人類社会の持続的発展に貢献する高度な工学教育研究拠点として、工学の幅広い分野における専門的・学際的知識及び高度専門技術を修得し国際的に活躍できる高度専門技術者・研究者を養成するとともに、先導的・独創的研究の遂行により次世代の革新的科学技術の推進に貢献する。

(水産・環境科学総合研究科)

水産科学、環境科学及び両者を融合させた学際的・総合的分野の教育研究を推進することにより、環境や食料等の問題解決に貢献する実践的指導力を持つ高度専門職業人並びに国際性の高い研究者等の人材を養成し、環境と調和した人類の生存を実現するための新たな学際科学の創出と発展に資する。

(医歯薬学総合研究科)

医学、歯学及び薬学の知を結集し、生命・医療科学分野における教育研究内容の学際化・高度化・先端化及び国際化を図ることによって、高度の専門知識・技術を基盤にした医療科学の発展に資する。

(国際健康開発研究科)

精深な専門的知識及び技能を授けることにより、国際協力の分野、特に地球規模の健康課題に対処する分野で活躍できる高度な知識及び技能を有する実践的な人材を養成し、もって国際社会の健全な開発に資することを目的とする。